

平成 2 9 年 定例第 4 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 2 9 年 1 2 月 8 日

閉 会 平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

新 得 町 議 会

平成 29 年定例第 4 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (29. 12. 8)

○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	4
○諸般の報告 (第 1 号)	4
○行政報告	5
○日程第 3 議案第 80 号 公平委員会委員の選任同意について	5
○日程第 4 議案第 81 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
○日程第 5 議案第 82 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
○日程第 6 議案第 83 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
○日程第 7 議案第 84 号 昭和 48 年度における期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について	9
○日程第 8 議案第 85 号 平成 29 年度新得町一般会計補正予算	10
○日程第 9 議案第 86 号 平成 29 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	14
○日程第 10 議案第 87 号 平成 29 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算	15
○日程第 11 議案第 88 号 平成 29 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	16
○休会の議決	17
○散会の宣告	17

第2日（29. 12. 19）

○開議の宣告 2 0

○日程第 1 一 般 質 問 2 0

〔一般質問〕

長 野 章議員 ・平成30年度重要課題に係る当初予算編成の考え方は … 2 0
・交通安全対策を（藤越道路交差点の改修を） 2 4

湯 浅 真 希議員 ・支えあい地域づくりの支援体制について 2 6

佐 藤 幹 也議員 ・小中一貫教育の推進について 3 0
・町立高校の設置について 3 4

村 田 博議員 ・野生鳥獣による被害及び駆除対策について 3 8

廣 山 輝 男議員 ・教育現場の長時間労働是正及び経済的困難者への支援策を… 4 0
・学校給食食材の安全安心対策について 4 5

若 杉 政 敏議員 ・町職員の人材育成と働き手の定着について 4 9

○休会の議決 5 3

○散会の宣告 5 4

第3日（29. 12. 21）

○開議の宣告	57
○諸般の報告（第2号）	57
○日程第 1 議案第89号 平成29年度新得町一般会計補正予算	57
○日程第 2 議案第90号 平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算…	58
○日程第 3 意見案第8号 JR根室本線新得―東鹿越間の復旧を求める意見書…	58
○日程第 4 閉会中の継続審査及び調査の申し出について	60
○閉会の宣告	61

第 1 日

平成 2 9 年第 4 回新得町議会定例会（第 1 号）

平成 2 9 年 1 2 月 8 日（金曜日）午前 1 0 時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		行政報告
3	議 案 第 8 0 号	公平委員会委員の選任同意について
4	議 案 第 8 1 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議 案 第 8 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議 案 第 8 3 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議 案 第 8 4 号	昭和 4 8 年度における期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について
8	議 案 第 8 5 号	平成 2 9 年度新得町一般会計補正予算
9	議 案 第 8 6 号	平成 2 9 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
1 0	議 案 第 8 7 号	平成 2 9 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
1 1	議 案 第 8 8 号	平成 2 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

○会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
議案第80号	公平委員会委員の選任同意について
議案第81号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号	昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について
議案第85号	平成29年度新得町一般会計補正予算
議案第86号	平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第87号	平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第88号	平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

○出席議員（12人）

1 番	長 野 章	議員	2 番	村 田 博	議員
3 番	湯 浅 佳 春	議員	4 番	佐 藤 幹 也	議員
5 番	貴 戸 愛 三	議員	6 番	若 杉 政 敏	議員
7 番	湯 浅 真 希	議員	8 番	廣 山 輝 男	議員
9 番	柴 田 信 昭	議員	10 番	吉 川 幸 一	議員
11 番	高 橋 浩 一	議員	12 番	菊 地 康 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教	育	長	武	田	芳	秋
監	査	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田	將
総	務	長	渡	辺	裕
地	域	略	東	川	恭
		室			一

町	民	課	長	鈴	木	貞	行
保	健	祉	長	坂	田	洋	一
施	設	課	長	初	山	一	也
産	業	課	長	石	塚	将	照
税	務	出	長	若	原	俊	隆
児	童	保	長	中	村	勝	志
消	防	署	長	増	田	和	彦
産	業	課	補	福	原	浩	之
産	業	課	補	佐	々	隼	人
児	童	保	長	桂	木		聡
屈	足	支	所	中	村	吉	克
庶	務	防	係	小	林	健	利
財	政	係	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長	補	佐	安	達
								貴	広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成29年定例第4回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、7番、湯浅真希議員、8番、廣山輝男議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第4回定例町議会の会期につきましては、去る12月5日、午前10時20分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から12月21日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から12月21日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの14日間と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 11月24日、臨時第5回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

同じ11月24日、午前中に子ども議会が開催されました。今回で第6回目になります。町内の小学生6年生を中心に、5年生を含め41名が議員として名を連ねました。当日、1名欠席のかたがいましたけれども、7班に分かれましてそれぞれ質問、提案をいただいたところであります。

あらためて町政に関心を持っていたことにお礼を申し上げますとともに、質問、提案について、最大限対応していきたいというふうに思っております。

次、2ページ、12月1日であります。クラブメッド北海道サホロの冬シーズンのオープニングパーティーが行われました。クラブメッドについては、1988年12月4日に日本で初めてオープンをしたものでありまして、以来、30年の時間の経過を迎えようとしているところであります。

この30年の歴史というのは、クラブメッドの中でもかなり高い評価をいただいているということでありまして、私ども地元としてもともにクラブメッドと歩みながら、これからは連携を取って、地域の振興につながるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

なお、本年12月から2032年11月までの15年間の賃貸契約を結んだというふうにお話しを伺っております。

なお、今年の冬のシーズン明けの来年5月からの予定のようですけれども、内装はもとより、建物本体についても改修していくという予定を伺っておりまして、結果的に夏のシーズンについては休むということのようであります。詳細については、どの段階かは明言がなかったんですけれども、どこかの時点で公表するというふうにお話しをいただきました。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 議案第80号 公平委員会委員の選任同意について

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第80号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第80号、公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

公平委員会委員に新得町3条南2丁目5番地にお住まいの高久教仁氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

高久氏は、昭和37年生まれの55歳であり、平成21年12月から2期8年間この職にありますが、この12月22日に任期満了となります。平成26年から委員長を務められ適任でございますので、引き続き選任いたしたく、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人ですが、議長を除くと11人であり
ます。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、7番、湯浅真希議員、8番、廣山輝男議員、9
番、柴田信昭議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、7番、湯浅真希議員、8番、廣山輝男議員、9番、柴田信昭議員を立会人に
指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、公平委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とす
る議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになって
おります。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

7番、湯浅真希議員、8番、廣山輝男議員、9番、柴田信昭議員、開票の立会人をお
願いたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	11票、
そのうち有効投票	11票、
無効投票	0票。
有効投票中 賛成	11票、
反対	0票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎日程第4 議案第81号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第81号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については提案理由の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第82号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第82号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第82号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてご説明申し上げます。

5 ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、平成29年度の人事院勧告におきまして、給与改定の勧告がされましたので、本町もその勧告に伴いまして改正しようとすることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、1. 勤勉手当の改正でございますが、一般職員については、今年度6月勤勉手当は変更ありません。

平成29年12月の勤勉手当につきましては、現行の「100分の85」から「100分の95」へ改正し、「100分の10」の引き上げとなっております。

30年度以降、6月および12月それぞれ現行の「100分の85」から「100分の90」へ改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

次に、再任用職員につきましては、12月の勤勉手当につきましては、現行の「100分の40」から「100分の45」へ改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

30年度以降、6月および12月それぞれ現行の「100分の40」から「100分の42.5」へ改正し、「100分の2.5」の引き上げとなっております。

2. 給料表の改正でございますが、平均改定率は0.2パーセントの引き上げで、額にいたしまして、400円から1,000円でございます。

それぞれ級の平均の引き上げ率ですが、1級で0.46パーセント、2級で0.24パーセント、3級で0.19パーセント、4級で0.14パーセント、5級で0.13パーセント、6級では0.12パーセントとなっております。

3. 適用年月日ですが、勤勉手当の改正につきましては平成29年12月1日から、給料表の改正につきましては平成29年4月1日からとなっております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

4 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するほか、ただいまご説明いたしました適用期日について規定しております。

第2項では、平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置を規定しております。

第3項では、給与の内払いにつきまして規定しております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第82号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第83号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第83号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、期末手当の支給割合を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でありますが、1. 期末手当支給割合ですが、今年度6月の期末手当は変更ありません。

平成29年12月支給割合が現行「100分の217.5」を「100分の227.5」に「100分の10」の引き上げ、平成30年度以降、6月支給割合が現行「100分の212.5」を「100分の217.5」に、12月支給割合が現行「100分の217.5」を「100分の222.5」に改正し、それぞれ「100分の5」の引き上げとなっております。

2. 適用年月日ですが、平成29年12月1日としております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものであります。

第2項では、平成29年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。

第3項では、手当の内払いについて規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第83号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第84号 昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第84号、昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎**渡辺裕之総務課長** 議案第84号、昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例、工場誘致条例、農林漁家健康増進施設条例、新得町営非補助土地改良事業分担金徴収条例、農村総合整備モデル事業分担金徴収条例、国営土地改良事業負担金等徴収条例および地場産業再生支援条例の以上7条例につきまして、事業の完了等により条例設置の目的を達成したことから、一括して廃止しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎**菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 討論はないようですので、これから議案第84号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎**菊地康雄議長** 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第85号 平成29年度新得町一般会計補正予算

◎**菊地康雄議長** 日程第8、議案第85号、平成29年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎**金田將副町長** 議案第85号、平成29年度新得町一般会計補正予算、第8号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,179万4,000円を追加し、予算の総額を73億3,849万5,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更および追加によるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、地方債補正では、1事業の限度額の変更、2事業の追加をしてございます。

13ページ、歳出をお開きください。

1款、議会費、3節、職員手当等では、議員報酬の改正に伴いまして、議員期末手当を増額してございます。

1枚めくりまして、14ページをお開きください。

2款、総務費、一般管理費、8節、報償費では、庁舎改築について町民を交えた検討委員会を設置するため、役場庁舎改築町民検討委員会委員謝礼を新たに計上してございます。本委員会の報告は来年度を予定しております。

中段の2節、給料、3節、職員手当等では、特別職、職員の給与改正に伴い、それぞ

れ所要額を増額してございます。

下段から15ページにかけての12節、役務費では、庁舎用ネット回線の使用実績により、回線使用料を増額してございます。

19節、負担金、補助及び交付金では、マイナンバーシステムの運用に伴うシステム改修として北海道自治体情報システム協議会負担金、およびマイナンバーカード記載事項の変更に伴うシステム改修として地方公共団体情報システム機構負担金をそれぞれ増額してございます。

中段の企画費、25節、積立金では、寄附金を財源としてふるさと思いやり基金積立金を増額してございます。

下段から16ページにかけての戸籍住民基本台帳費、19節、負担金、補助及び交付金では、住民記録システム改修として北海道自治体情報システム協議会負担金を増額してございます。

17ページに移りまして、3款、民生費、福祉対策費、19節、負担金、補助及び交付金では、障がい福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修として北海道自治体情報システム協議会負担金を増額してございます。

13節、委託料では、相談件数の実績によりまして、障がい者相談支援事業委託料を増額してございます。

25節、積立金では、寄附金を財源として保健・医療・福祉基金積立金を新たに計上してございます。

下段の常設保育所費では、財源の移動のみの補正でございます。

1枚めくりまして、18ページをお開きください。

4款、衛生費、環境衛生費、28節、繰出金では、簡易水道事業特別会計への基準繰出金を増額してございます。

リサイクルセンター運営費、11節、需用費では、リサイクルセンター機器の故障により、修繕料を増額してございます。

19ページに移りまして、7款、商工費、商工振興費、11節、需用費では、ふるさと納税額の増加に伴いまして、返礼品に不足が見込まれるため地場産品奨励対策費を、併せて12節、役務費では、ふるさと納税のサイト利用料を増額してございます。

19節、負担金、補助及び交付金では、新得地区に観光業として「十勝食育乃里」、また飲食店として「十箱」、屈足地区には宿泊業として「さんたり」の新規開店に伴いまして、商工業活性化事業補助金を増額してございます。

地域振興事業では、予定しておりましたそば加工施設設備投資の事業費に変更があったため、地域振興事業補助金を増額してございます。

1枚めくりまして、20ページをお開きください。

8款、土木費、住宅管理費、11節、需用費から17節、公有財産購入費では、修繕および住宅設備更新の増加に伴いまして、それぞれ不足が見込まれるため、消耗品費、補修用原材料費、既設住宅用公有財産購入費をそれぞれ増額してございます。

21ページに移りまして、10款、教育費、事務局費、2節、給料、3節、職員手当等では、特別職、職員の給与改正に伴いまして、それぞれ所要額を増額してございます。

中段の公民館費、11節、需用費から22ページにかけての図書館費、18節、備品購入費では、寄附金を財源として消耗品費および図書購入費をそれぞれ増額してございます。

公園・スキー場管理費、13節、委託料では、次年度の工事内容の変更に伴い、サホロ

リバーサイド運動広場拡張整備修正設計業務委託料を新たに計上してございます。

23ページに移りまして、14款、災害復旧費では、財源の移動のみの補正でございます。

7ページ、歳入にお戻りください。

10款、地方交付税では、交付額の確定に伴いまして、今回、財源調整分のみ普通交付税を増額してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

14款、国庫支出金、総務費補助金では、マイナンバーシステムに係るシステム改修財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新たに計上してございます。

民生費補助金、社会福祉費補助金では、障がい福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修の財源として、障害者総合支援事業補助金を新たに計上してございます。

児童福祉費補助金では、当初予定しておりました補助金が不採択となりましたことにより、減額をしてございます。

なお、不足する財源として、過疎債の活用を予定しております。

9ページに移りまして、17款、寄附金、総務費寄附金では、総務管理用として2件のご寄付をいただきましたので、新たに計上してございます。

民生費寄附金では、社会福祉用として1件のご寄付をいただきましたので、新たに計上してございます。

教育費寄附金では、社会教育用として2件のご寄付をいただきましたので、新たに計上してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

18款、繰入金、公共施設整備基金繰入金から11ページの20款、諸収入、備荒資金還付金では、起債限度額の増額によります財源の移動および今回の補正に伴う財源調整のため、それぞれ減額をしてございます。

1枚めくりまして、12ページをお開きください。

21款、町債では、限度額の確定に伴う起債額の変更と、新たに適用見込みとなった事業を計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 19ページの19節、補助金の中の商工業活性化事業補助金、こちらについてお伺いしたいと思います。質問は大きく2点です。

交付要綱の中の第2条3の一文に「営業形態については、月10日以上毎月継続的に営業されるものとする」というふうに記されています。目に付くところであれば10日以上営業しているかどうかというのは分かるんですけども、目に付かない場所で開業された場合、どういうふうに、誰がどのタイミングで判断されているのかなということ。

同じような内容なんですけれども、要綱の第10条にも補助金の返還に関しての記載があります。「事業を開始した日から10年以内に補助対象財産を譲渡しようとするときは」というような文言がありますけれども、この補助を利用した事業者というのは10年間、きちんとチェックされてきているんだろうと思いますけれども、さきほどの2条と同じように誰がどういったタイミングでチェックをされているのかということ。

そしてもう1点は、先日の協議会の中でも話が出ていましたけれども、保証人の件で

す。この補助金を返還していただく場合もあるということであれば、保証人ぐらひは最低限付けてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、今の時点でのお考えというのを教えていただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 商工業活性化事業補助金については、営業日数月10日と定めているんですけれども、それに関しては、情報を得た段階で本人に聞き取り等の調査をして、対応を取っているところであります。

それと、補助金の返還についてなんですけれども、今回、3件の新規開店事業があったんですけれども、補助要綱については、その3件とも、10年以内の廃止、撤退等がありましたら補助金の返還義務があるということは、全て説明しているところであります。

それと、保証人の関係なんですけれども、今現在、保証人という制度を設けておりませんので、今後、何らかの形でそういったことも検討していきたいと考えております。

今回の事業に関していえば、一部の新規に入ってきた事業者においては、金融機関等の借り入れも行っておりますので、金融機関等とやりとりしながら補助金を支出するところでもあります。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 自己申告というところなのかなと思いますけれども、「現に改装が終わっているんだけど、なかなか営業されている様子がないんだけど、あそこは何をしているんだろうか」というような声というのも聞いています。

そうすると、やはりこの要綱の目的の第1条から少し反してしまうのではないかなというふうに思います。自己申告に基づいて判断するというのも1つなのかなと思いますが、きちんとこの第1条の目的から反しないように、指導まではいきませんが、「なるべく10日以上きちんと開けてください」というようなことをお願いしていくようなシステムというのではないかなというふうに思います。

チェックなんですけれども、やはり客観的な目というのにも必要なのではないかなというふうに私は思っています。

保証人のほうなんですけれども、今後、検討ということなんですけど、新得に住所のないかたでも補助を受けられるということなんですけれども、やはり返還していただく場合があるというのであればきちっと、これは公的なお金ですから、ある程度厳しい目で見られてしまうというのは仕方がないのかなというふうにも思いますので、保証人のほうも積極的な検討というのをお願いしたいなと思います。

◎菊地康雄議長 湯浅佳春議員より、関連の質問の申し出がありますので、発言を許します。3番、湯浅佳春議員。

◎湯浅佳春議員 湯浅真希議員が心配しているのを、私も調べさせてもらった部分では、新得町に住所がない。会社は確かに新得町にあればいいという補助要綱があるんですけれども、役員が何人かいて、1人でも新得に住んでいれば、そういった心配もないのかもしれないけれども、役員も1人で、その人も帯広に住んでいる。どうも新得に住んでくれる保障がないと。ぜひそういったことも事務的にも促して、しっかり新得に住所を移してくれるような、そういったようなことも当然やって、保証人も含めて検討していただければと思います。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 恐らく「十勝食育乃里」のことだと思うんですけれども、

本人にはこちらのほうでずっと「10日間以上の営業はしてください」という指導を含めてお願いしているところです。

また、住所に関しても、ご夫婦で経営されていたり、役員のかたもおりますので、「住所を移してください」というお願いはこちらのほうから指導をしております。

当初の計画では1名社員を入れて、そのかたを新得に常駐させる予定だったのですが、事業自体が若干遅れていまして、結果的に今、新得に住所がない状況になっておりますので、今後も指導していきたいと考えております。

保証人についても、さきほど言いましたけれども、検討させていただきます。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 あまり事業者名が特定されないようにと思ったんですけれども、お願いしているところということですから、現段階でもう半年以上たっているのかなと思います。これをいつまで改善されないまま待つのかというのは、やはりこの目的から反してしまっているというところで、もう少し強くお願いしていくべきではないのかなと思います。

というのも、やはり何でもありというふうになってしまつては、補助金を出す以上、公的な資金を出す以上、それはあまりよろしくないのかなというふうにも思いますので、公金を使う以上、きちんとした指導、そして見ていくチェック体制というものを整えていただきたい、そのようにお願いして終わります。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 会社自体は借りているんですけれども、店を開けるという行為だと思うんですけれども、開けていなくても一部中で製造しているものとかありますので、それについては、店舗の中で製造をしているところです。

販売については、今後、12月中旬から考えているということなので、もう少したつたら、皆さんのほうに商品等を含めてそういうことが報告できるかと思っております。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第85号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第86号 平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第86号、平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第86号、平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、

第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ242万6,000円を追加し、予算の総額を9億2,636万9,000円とするものでございます。

9ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費では、国民健康保険制度の改正準備に伴う説明会旅費、システム統一によります旧国保システム保守委託の変更、統一システム構築のための費用負担として、それぞれ職員旅費、国保システム保守委託料、道国保連合会負担金を増額および減額してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

2款、保険給付費では、療養費の実績見込みにより増額してございます。

11ページに移りまして、4款、前期高齢者納付金では、額の確定に伴い補正をしてございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

2款、国庫支出金から7ページ、5款、道支出金では、説明会旅費およびシステム改修に係る財源として、それぞれ財政調整交付金を増額してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

9款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第86号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第87号 平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第87号、平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第87号、平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万4,000円を追加し、予算の総額を5,715万7,000円とするものでございます。

8ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費では、ろ過池用交換部品購入によります消耗品費、および漏水による施

設修繕料をそれぞれ増額してございます。

6 ページ、歳入にお戻りください。

3 款、繰入金では、今回の財源として一般会計基準繰入を増額してございます。

7 ページに移りまして、4 款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第87号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 8 8 号 平成 2 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第88号、平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第88号、平成29年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万2,000円を追加し、予算の総額を2億1,780万9,000円とするものでございます。

7 ページ、歳出をお開きください。

1 款、事業費では、屈足浄化センターの自動給水装置の故障によりまして、修繕料を増額してございます。

6 ページ、歳入にお戻りください。

5 款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第88号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月9日から12月18日までの10日間、休会することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月18日までの10日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 10時51分)

平成29年第4回新得町議会定例会（第2号）

平成29年12月19日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
1		一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 長	武 田 芳 秋
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	金 田 將
総 務 課 長	渡 辺 裕 之
地 域 戦 略 室 長	東 川 恭 一
町 民 課 長	鈴 木 貞 行
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一

施	設	課	長	初	山	一	也
産	業	課	長	石	塚	将	照
税	務	出	長	若	原	俊	隆
児	童	保	長	中	村	勝	志
消	防	署	長	増	田	和	彦
産	業	課	佐	福	原	浩	之
産	業	課	佐	佐	々	隼	人
屈	足	支	所	中	木	吉	克
庶	務	防	災	小	村	健	利
財	政	係	長	桑	林	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長	補	佐	安	達
								貴	広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎日程第1 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問で、新年度予算の編成の考え方、それから藤越道路交差点の交通安全対策、この2項目について一般質問させていただき、町長と議論させていただきたいと思います。まず1項目目の、平成30年度重要課題に係る当初予算編成の考え方はということで、お伺いしたいと思います。

1. 平成30年度重要課題に係る当初予算編成の考え方は

災害の復興・復旧はまだ完全ではありませんが、一段落かと思います。福祉介護施設の整備も一定程度整備されているかなというふうに思っております。

今後、早期に整備を必要とする事業は、私なりに考えてみますと、新得小学校の全面改装、現在、庁舎内で検討されている役場庁舎改築の2件が急がれるのではないかなというふうに思っています。

いずれにしても、庁舎については災害のときのやはり避難所というか、災害復旧の拠点になるところですから、考えていかなければならないのではないかなというふうに思っています。

それから、消費税が8パーセントから10パーセントへ上がることが予定されております。これに伴い、公共料金の消費税転嫁への影響をどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

また、第8期総合計画も本格的に取り組む時期となっておりますが、新年度予算でどう取り組まれるのか。また、平成30年度予算編成で総合計画、町長の公約、各課題等、重点施策をどのように予算編成をしていくのかについてお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度重要課題に係る当初予算編成の考え方ではありますが、平成30年度予算は私の4期目の最初の予算編成でもあり、また、まちづくりの基本でもあります第8期総合計画をベースにした、三世代のつどうまち「第4章」の公約実現に向けた4つの柱と「16の重点施策」について、具体的な取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

若干順序が後先になりますが、先に消費税について答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、消費税につきましては、平成31年10月に2パーセント上がりまして、10パーセントへ改定予定のところであります。

基本的には、消費税を公共料金へ転嫁すべきとの考え方がありますが、平成27年度に町民の皆さんがたによります「公共料金の在り方委員会」でご議論いただいた経過があります。

結果、消費税アップ分を転嫁するだけではなく、施設やサービスごとの行政コストの観点からの公共料金の見直しを提案されたことから、今後、方法や改定時期、在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

本題に戻りまして、予算編成の基本的な考え方がありますが、依然として続く厳しい社会情勢を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、公約の柱でもあります「活性化」、「協働」、「安心・安全」、「人づくり」の4つをキーワードとし、経済、福祉、生活環境、教育、人材の育成など、将来にわたって持続、発展性のあるまちづくりを取り進めてまいりたいと考えております。

現在、予算編成作業が始まったばかりでありまして、多くをお話しできる状況にありませんが、何点か、主な取り組みと基本的な考え方についてご説明させていただきます。

まず、「活性化」につきましては、北海道命名150年にあたる北海道150年事業の1つとして、しんとく新そば祭りと併催した「北海道そば祭り」の開催や、サホロリバーサイド運動広場拡張整備、地域おこし協力隊の活用、空き家の活用など、経済・産業活性化対策、定住人口対策などの事業を進めていきたいというふうに考えております。

次に「協働」につきましては、ふるさとづくりに意欲のあるかたを支援する夢基金事業や、連合町内会活動といった地域が支え合う活動への支援など、町民参加によるまちづくりを進めてまいります。

次に「安心・安全」につきましては、出産祝い金や、屈足保育園改築に伴う外構整備など、子育て支援や医療、環境、防災対策などを図ってまいります。

最後に「人づくり」につきましては、次代の人づくりを目指し、全町教育や文化・スポーツ団体への支援といった人材育成や、教育環境整備などを進めてまいりたいと考えております。

災害復旧につきましては、北海道河川の復旧工事に合わせて改修するとした工事など、平成30年度に復旧工事を行う箇所については、平成29年度同様、優先した予算措置を行っていきたいというふうに考えております。

厳しい財政状況ではありますが、必要性や緊急度に基づき、総合計画掲載事業など優先順位を付けながら予算編成を進めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。まだ、予算編成についてはこれからということであろうかと思えますけれども、ただ、各課から課題が挙がってきているというふうに思えます。最終的に町長がどう判断して、新年度をどう実施するかということになるのかというふうに思えますけれども、何点か、お伺いしておきたいと思えますけれども。

まず、さきほどお話ししていただきましたので、消費税の関係ですけれども、27年度に町民のかたの「公共料金の在り方委員会」が設置されて、検討されたのかなと。その中で、10パーセントのときどうするかということがもし話し合われていれば、お聞かせ

願いたいというふうに思いますし、まだ、10パーセントに向けた検討委員会はたぶん実施されていないというふうに思うんですけれども、その27年当時がどうだったのか。

それから、10パーセントに向けての検討委員会が行われているのであればこういった形で進んでいくのか、お聞かせ願いたいと思いますけれども。料金を改定して消費税の10パーセントは転嫁していかないという方法だとか、例えば、料金の改定は行わないと。消費税が10パーセントになったらその2パーセント分を転嫁していくという、いろんな考え方があると思うんですけれども。それらがまとまっていないんでしょうけれども、もう31年という、来年、再来年の話ですから、早めに結論を出さないとならないというふうに思いますので、この辺について、お聞かせ願えればなというふうに思います。

それから、事業、屈足保育園も来年は外構工事やなんかは終わるわけですが、さきほどもお話ししました新得小学校の全面改装あたりがどのようになっていくのか。予算措置しましたということであれば、それはそれで進めていただきたいと思うんですけれども、その辺がどうなっているのか。

それから、この間、庁舎の検討委員会、町民のかたから委員を募って検討していくということだったのですけれども、庁舎内ではこういった、結論が出たかどうか、分かりませんが、そういったことが話し合われたのかどうか、分かる範囲で結構ですから教えていただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。私のほうから、まず消費税の関係と庁舎内の改築のほうについて、お話しさせていただきたいと思います。

消費税につきましては、以前、平成27年度で、さきほど答弁いたしましたとおり、町民のかたによる在り方委員会というので検討させていただきました。その中では、単純に消費税アップのときにアップするということではないということが1つあげていただいて、消費税分は掛かるということで、当然そういうのは転嫁というか、コストとして発生すると。ただ、上げ方として単純に消費税が何パーセント上がったから何パーセントということではなくて、行政コストという観点から考えないと、町民のかたの理解を得られないというご意見をいただきました。

そういうことを踏まえて、前回もそうですけれども、まず行政コストということのある程度出していきながら、そこからどれくらい転嫁というか、改定になるのか。また、それが町民のかたにとってどういう影響を及ぼすのかということも含めての検討ということになっていくと思っておりますので、今後につきましても、基本的には行政コストというのが、今いくらになっているのかというのをを出していきながら、町民のかたへの影響等も踏まえて、また消費税が上がることによって、町の負担がどれくらい上がるのかということも見ながら考えていくという、そういう方向でいきたいなと思っております。

それと、庁舎の建て替えにつきましては、まず役場職員の係長の中で検討し、その後課長の中で検討してということで、一度議会にも方向性、考え方を説明させていただいたところですが、基本的には庁舎というのはもう40数年たっている中で、耐震改修に向けての改築とともに、それぞれの建物の根本的な躯体ですとか、給水関係、暖房関係等もかなり見ていくと、改築に相当するような金額にもなるというところと、実際そのような耐震改修等の大規模改修しても耐用年数が延びるわけではないというところを総合的に考えていきまして、役場内の検討委員会といたしましては建て替えをしてい

くことが妥当ではないかという考えに立っております。

この基本的な考え方を1つのたたき台として、町民のかたによる検討委員会の中で町の考え方をお示ししながらご意見をいただいて、その上で建て替えという方向になれば、どのような機能が必要なのか、また、場所はどこがいいのかということもご意見をいただきながら考えていきたいなと思っております。

ちなみにこちらの会議につきましては、明日、第1回目の会議を予定しているところです。以上です。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 小学校の大規模改修の関係でありますけれども、時期がはっきりあれなんですけれども、2、3年前かと思うんですけれども、大規模改修の実施設計を行っております。その後、いろいろ第8期総合計画にも載せながらやってきているんですけれども、まだ取り組んでいないところではありますけれども、今のところ教育委員会の中では平成30年に大規模改修の補助申請をあげて、できれば31年以降に取り組んでいければというふうに思っています。これは教育委員会の中で今、そういうことで話をしているところでございます。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 3回目になりますけれども、お話し分かりました。それで、1点ずつ伺いたいんですけれども。

庁舎の、最終的にどこまで検討するのかなというか、そのスケジュール的なことを、あと10年後にやりますというところまでいっているのかどうなのかも含めて、もしそういったことが庁舎内で検討されているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

それから、新得小学校、31年からになるのかなというふうに思いますけれども、これは補助事業ということですから、相手があることですからなかなか早急にはいかないと思いますけれども、かなり老朽化しておりますし、早めにやらないと、前に実施設計したものがまたどんどんお金が掛かるようになるのでないかなと、いらぬ心配をしていますけれども、ぜひ取り組んでいただければなということで、よろしく願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 庁舎の建て替えの検討についてということで、どこまで検討というか、スケジュールということなんですけれども。

まず、町民のかたによる検討委員会については、来年中に一定の方向というか、町民のかたの検討委員会の結果を出していきたいなと思っております。

その上で、建て替えにつきましては、この間何度か一般質問をいただいているところでお答えしているところなんですけれども、現在明言できるような状況ではありません。いろんな公約も含めて施策の優先順位とか、やっていかなければならないこととかというのがありますので、その辺も全体的に勘案しながらというところで、時期については今は明言できるような状況ではないということでご理解いただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 再度、お話ししますけれども、大規模改修の必要につきまして認識しているところでありまして、なるべく早く、31年以降、改築できればというふうに思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎**長野章議員** たいへん失礼いたしました。ちゃんと答弁をいただければよかったかなというふうに思っています。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。特に、新得小学校は子どもたちからまた子ども議会でもお話しが出てくるのではないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2項目目の交通安全対策をとということで、藤越道路の交差点の改修をとということで、お話しさせていただきたいと思います。

2. 交通安全対策を（藤越道路交差点の改修を）

町道藤越道路と道道帯広新得線の交差点なんですけれども、藤越道路から道道に出る時の傾斜が、きつくはないんでしょうけれども、後で答弁いただけると思うんですけれども、大型トレーラーやなんか冬道になるとかなり苦慮していると。

それから、あそこは大型車が、右には曲がれるんですけれども、左に曲がれないというようなことがあって、一度右に曲がって左に行こうとしたら、どこかで迂回（うかい）をして来ないとならないというような、そういう道路かなと思います。

ただ、道道との取り付けですから、これは町道ばかりではどうにもならないかなというふうに思っていますので、そういったことも考えていただいて、事故のないように進めていただければなというふうに思っています。

問題は凍結路面です。いったん停止をするとなかなか上がれないとかというようなことがありますので、それらの対策を講じてもらえないかというような住民の人のお話しもあったように思っております。

傾斜を今のまま改修すると、民家がすぐそばにあって、今度、なかなかその取り付けがうまくいかないというのも1つあるかなというふうに思っています。

それで、対策として書かせてもらいましたが、路面凍結防止剤の散布ですとかロードヒーティング、ロードヒーティングになるとかなり維持費も掛かってくるのかなというように気がしていますけれども、長い目で見るとそれも1つのあれなのかなというふうに思っていますので、そういったことを検討していただけないかどうか伺います。

もう1つ、路線変更も、これは町有地ではないのかもしれませんが、写真上で見ると道路の形というか、個人名をあげてもあれなんですけれども、あそこに石川さんといって、入り口にいらっしゃるんですけれども、その西側に民地か町有地か、私もあれしていないんですけれども、そういったところもあって、そこら辺を迂回（うかい）すると、今の道路はあその地域の人たちの道路、それから、今、言っている迂回（うかい）路をもしつくった場合には、狩勝産業さんというか、企業のかたが使うというのは可能なかなと。

それらは、まだまだ検討の余地があると思いますけれども、そういったことも含めて少し藤越道路に目を向けていただければなということで、質問したいと思います。

◎**菊地康雄議長** 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎**浜田正利町長** 長野議員からのご質問にお答えいたします。

町道藤越線と道道帯広新得線の交差点につきましては、昭和60年度と61年度の2カ年での道道の登坂車線の整備時に、交差点についても整備が行われております。道道との接続部分の町道側は安全に一時停止ができるように、長さ5メートルの区間において、勾配を2.4パーセントと緩やかな傾斜としております。

また、道道との交差点の手前はカーブとなっているため、道道との交差点から車道幅

員を24メートルの区間で拡幅をして、安全に配慮した車道というふうになっております。

さらに、交差点近くには砂袋保管箱を設置して、冬期間の凍結路面での滑り止め対策のほか、日々のパトロールなどを行い、路面状況によっては融雪剤の散布も実施しているところであります。

なお、今回の質問にあたりまして、あらためて藤越道路を頻繁に利用されているかたにもお話しをお聞きする機会がありまして、当初よりもやはり大型車の出入りも多くなっている。冬期間は大型トラックの運転手や従業員のかたの通勤などにも交差点の運転には若干ご苦労されていると、お話しも伺ったところであります。

今後の対応につきましては、路面状況などを確認しながら、どのような対策が有効であるか、あらためて検討させていただきたいというふうに思っております。

なお、左回りのお話しも今、伺いましたので、線形も含めまして、また代替路ということも合わせまして、どういたことが交通安全対策上最もふさわしく可能であるかを含めて、内部で検討させていただきたいと思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。検討していただけるということですから、それ以上、申し上げることはないんですけれども。

私も17日の夕方、現地を見てまいりました。路面は圧雪アイスバーンという状況でありましたし、若干砂はまかれていたので、私の車でも上り下りには何ともなかったんですけれども、ああいう状態で乾燥した路面にはならないのかなというふうに思いますので、そうすると、大型車というか、トレーラーというか、そういったのはかなり大変なのかなというふうなことも思っています。

いずれの対策にしても、一定程度費用は必要なのかなというふうに思っていますので、それらを検討しなければならないというふうに思いますけれども、ただ、地域に住んでいるかたもいらっしゃいますし、それから企業のかたもいらっしゃるので、ぜひ維持管理費が少し掛かっても、安全安心というようなことから、さっきお話ししましたけれども、ルート変更も考えてみていただけないかなというふうに思います。

いずれにしても検討するというものですから、その検討をお待ちしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 あらためて答弁ですけれども、現状の問題で、私も何回か通ったことありまして、あまり注意深く通ったことないので、なかなか技術的なことも含めて明言できない部分もありますけれども、いずれにしても、現状の状態、担当課で把握しているというふうに思っておりますので、十分、期待に応えられるような、どういたができるかどうか含めて、対応を考えていきたいと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 冬期間のことだけなので、早急に考えていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

[湯浅真希議員 登壇]

◎湯浅真希議員 それでは、私からは通告いたしました支えあい地域づくりについてお伺いしてまいりたいと思います。

1. 支えあい地域づくりの支援体制について

第8期総合計画の地域福祉において、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を実現するためには、個人や家族の力だけではなくボランティアや町内会、社会福祉協議会などと連携し、支援が必要な人を地域全体で支えていくことが必要」とされており、今後の課題として、「地域を基盤としたより横断的な施策の展開と福祉推進体制が必要となり、ボランティアや町内会などの住民同士が主体的になって支え合う仕組みづくりが必要」と記されております。

また、これを基につくられた第2期新得町地域福祉計画においても、「今後は行政による公助としての福祉サービスだけでなく、各個人や家庭の自助および地域住民や住民活動団体などが協働し、生活課題の解決や緩和を図る共助と連携・連動する『地域福祉』の視点が重要」とのことです。

団塊の世代が75歳以上になるタイミングは2025年と言われ、本町におきましても、2025年には高齢化率は40パーセントを超えることが予想されております。

そこで、次の3点についてお伺いしてまいりたいと思います。

ボランティアさんや町内会についてでございます。今後も町民の皆さんが主体になって支え合う仕組みづくりが必要であるわけですが、どのボランティア団体も町内会も高齢化が進んでおります。現状では負担が大きいという声も聞こえております。この状況を町ではどう捉えているのかと今後の取り組みについて、お伺いいたします。

2点目に住民自ら地域をつくっていく活動は、福祉に限らず多岐にわたります。環境美化や教育関連、本町においては手話の普及活動などでも皆さんご活躍されているのではないかと思います。現在はボランティアの窓口は社会福祉協議会となっておりますが、今後、各課や関係機関と協働していくことを検討していく必要性はないのか、お伺いいたします。

3点目ですが、高齢になって重たい物を持つのが大変になってきている、そういうかたがたのゴミ出しの問題です。ゴミステーションの配置場所などは現状として町内会に頼っていますが、福祉の観点からゴミステーションやゴミの収集方法について、町でも検討する必要があるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。今後の方向性をお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅真希議員のご質問にお答えいたします。

支え合い地域づくりに日頃からご協力いただいているボランティア各位におかれまして、まずあらためて日頃の活動に敬意を表するとともに、私の立場からも感謝を申し上げたいなと思っています。本当にありがとうございます。

答弁に入らせていただきます。

支援体制につきましては、第8期総合計画におきまして「地域福祉の推進」を図ることを明記し、その具体的な施策等については、平成28年4月に策定しております第2期新得町地域福祉計画に基づき、現在、取り組んでいるところであります。

その上で、1点目のご質問でありますボランティアの現状と今後の取り組みについてであります。平成29年12月14日現在、団体ボランティアは13団体134名、また、個人

ボランティアにおかれましては6名が登録されているところであります。

主な活動といたしまして、いきいきサロン、手話の普及、道路清掃、施設訪問のほか、わすれん塾などの介護予防事業の活動を担っていただいているところであります。

また、今後の取り組みについてであります。第8期総合計画ではボランティア登録者数の目標を平成37年までに200名と設定しており、具体的には、認知症高齢者のかたに対する見守りや話し相手となる「ふれあい支援員」養成講座の実施、また、介護予防ボランティア推進事業において、高齢者のかたのサロンや介護予防に関する教室などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてスマイルチケットが受けられる「たす軽ポイント制度」に参加するボランティア養成の強化を図っていきたいと考えております。

また、併せて、町民ニーズを踏まえながら、ボランティア活動の対象者や事業内容の拡大など、柔軟に対応していきたいと考えております。

次に2点目の関係機関との協働という点であります。さきほど申し上げました「地域福祉計画」を推進するため、町づくり推進協議会保健福祉部会の中でその取り組みなどを協議、検討しておりますとともに、今後においても関係各課はもとより、地域の関係機関、団体とも強固に連携、協働していかなければ「地域福祉の推進」は図られないと認識しているところであります。

このことから、介護予防の取り組みにおきましても、新得町生活支援体制整備事業として「生活支援コーディネーター」を配置し、町民の生活課題に対応した新たなサービスの開発や、町民の皆さんが求めているサービスと活動されている団体等のつながり、いわゆる需要と供給のマッチングが可能となるようコーディネーターを中心に一般企業や商工会青年部、しんとく女性の会などを構成メンバーとした協議体を設置し、現在、支え合いの仕組みづくりに取り組んでいるところであります。

次に3点目のゴミステーションの箇所や収集方法の見直しを含め、検討する必要性についてであります。現在、ゴミ出しが困難または負担となっているという声は、一部のかたから聞いているところでありますが、福祉の観点から現時点での対応といたしましては、ゴミ出しの曜日に合わせてホームヘルパーの派遣を設定するなど、現状で可能な限り調整されているかたもいらっしゃいます。

いずれにしても、今後、ますます高齢化が進行していきますことから、支援を必要とされる町民の皆さんのニーズや町内会など、地域単位での課題の把握に努めるとともに、必要に応じて調査等を実施した上で、ゴミステーションの箇所や収集方法等の見直しについて、その必要性を判断していきたいと考えております。以上であります。

〔浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ありがとうございます。まず、1点目なんですけれども、養成講座やポイント制度を導入するなど取り組んでおられるとのことですので、今後もピーアールなども含めて積極的に行っていただければと思います。

ポイントをためてスマイルチケットに交換できる「たす軽ポイント」というのは、65歳以上のボランティア制度で登録者数は75名、64歳以下のボランティアさんには「ぷらちょポイント」という同様の制度で、こちらの登録者数は6名というふうに聞いております。

この若い世代の人材というのを育てていくということが、今後たいへん重要で急がれ

る課題になるのではないかというふうに思います。時代とともに働き方も変化しておりまして、定年を迎えられても仕事をされているかたというのがたいへん多くなっています。何かボランティアをしたいという気持ちはあっても、日中働いているのでなかなか難しいという声も聞いています。

そこで、個人へのポイント制度とは別に、何らかのボランティア活動に参加してくれる人材を持つ企業に対して助成金を出す、これくらい思い切ったことを町長、検討していただけないでしょうか。

この支え手であるボランティアさんというのを増やすには、いろいろなところを巻き込んでいかなければ人口減少、高齢化を迎える今後というのはより厳しく、十分に支えきれなくなるのではないかと思います。どのようにお考えになりますでしょうか。

2点目でございますけれども、「生活支援コーディネーター」を配置して協議体で仕組みづくりに取り組んでいる最中であるとのことご答弁をいただきました。

この生活支援コーディネーターさん、以前、女性の会の研修でも地域支援の講習を私自身も一緒に受けたことがあります。女性の会の皆さんにも内容、たいへん好評でした。ぜひ、今後も積極的に活動をお願いしたいと思います。

現在、福祉関連のボランティアは社会福祉協議会、全町教育や土曜授業などは教育委員会、花いっぱい町民課というふうにそれぞれが行政においては分断されている状況ではないかと思います。

今後、こういった活動を課で分けるのではなくて、ボランティアの内容も含めてとなりますけれども、人材を横でつないでいく、こういった必要があるのではないかと思います。

どこが窓口になっても構いませんけれども、総合的な支援の体制というのを早急に整えていただきたいと思います。どのようにお考えになりますでしょうか。

最後、3点目ですけれども、調査してから必要性を判断したいとのことでした。このゴミステーションのマップなんですけれども、空き家のデータマップの作成の予算を今、来年度に向けてあげているというふうに聞いています。その予算が付けば、そのシステムを共有してゴミステーションのほうも一緒につくりたいというふうに聞いております。

さきほど長野議員のご答弁にもありましたけれども、予算、これからということですが、ぜひ来年度この予算を付けていただいて、そのデータの共有というものをしながら、ご検討していただけないかと思います。

帯広市や音更町などでは、高齢者や障がいを抱えたかたを対象に、玄関先までお伺いしてゴミを回収する戸別収集を既にされているそうです。ゴミの収集と同時にコミュニケーションが取れたり、安否確認ができるというメリットもあり、利用者も増えて好評というふうにお伺いしております。ゴミというのは町民にとっても毎日の困り事です。早くこのゴミステーションのデータというものを作成していただいて、保健福祉課や町内会とも共有しながら効率的な計画というものをつくっていただきたいと思います。まずはこの予算化かと思いますが、町長、どのようにお考えになりますでしょうか。お願いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。地域で生活をして、今までできたことができなくなる。そういうできなくなったことをどう支えていくのかと、議員のお話のとおり、

いろんなかたの協力がないとできないというのが本当に現実でありまして、あらためてこの間ご協力をいただいているかたに敬意を表するところであります。

その上で、そういったかたがたもやはり時間とともにそういうことができなくなってくるというのもこれもまた現実でありまして、お話しのあるとおり、次の世代をどうつくっていくかというのは本当に大きな課題という認識をしております。

そういった中で、どんなことが本当に取り組めるのか、いろんなことをやはりやっていかななくてはならないというふうにわれわれも考えておりますので、それぞれがそれぞれのかたがたと各課、あまり壁をつくらない中で横の連携をしっかりと取って対応していくように、あらためて打ち合わせも含めて再度共通の課題ということで認識すべく対応していきたいなと思っております。

これはさきほど言った2点目の横の連携という中の1つになるのかなと思っておりますけれども、行政も含め、地域、町民のかたがた、企業のかたがたも含めて、本当にどうことができるのか、いま一度悩んでいきたいなと思っております。

次に、個別にゴミの問題が今、出ましたけれども、やはり見ているとなかなか大変なかたもいるなど、私自身も感じているところもあります。あとはゴミの分別も大変だという声も若干聞こえてくる部分もありますけれども、どんなことがさきほど言ったことができるか、だんだんできなくなってくる中の1つに、ほかにもきっとあるんじゃないかなと思っておりますので、ゴミの問題も含めてどういったことが今以上に不安が少しでも解消されて対応できるか、あらためて内部でも悩んでいきたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ありがとうございます。企業のほうなんですけれども、現状として、会社の制服のまま1時間、2時間ぐらいでしょうか、職場を抜けて手話のボランティアに参加して下さっているかたもいらっしゃいます。企業のほうも人手がたいへん厳しい中、理解がある職場でありたいという話も私たちの中ではよく出ています。

こういった若手の人材というのを私たちも大切にしたいと思えますし、行政には後押しできるような制度というのをご検討お願いしたいと思えます。

また、在職中から何らかのボランティアに参加していれば、周りとのつながりができますので、ご退職された後も支える側になったり、支えられる側になったりというのがスムーズに関わりが持てるのではないかと思いますので、企業に対してもピーアールであったり、助成金、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

2点目でございますけれども、まずは顔なじみ、町内会単位などで気軽に需要と供給のマッチングができるような窓口や制度のご検討をお願いしたいと思います。そして、やはり今参加していただいているかたの人材の共有などをして、横でつないで少しでも大きなつながりにしていただいて、支える側の選択肢も増やして、ボランティアというのは決して労働の強制ではありませんので、気軽に楽しく参加できるような相互支援の体制づくりというものをお願いしたいと思います。

3点目でございますけれども、まずはこのデータの予算を付けていただきたい、こちらのほうを強くお願いしたいです。ただ、データをつくって終わりということではありまないので、共有しながら効率的なゴミの収集というものをご検討していただきたいと思います。

戸別収集をするにしても、また情報を収集して計画を立てて執行するというふうに、

どうしても時間が掛かってしまいます。不便を感じている人が増えるのを待っているといけないと私、思いますので、早い段階でのご検討をお願いしたいと思います。

いずれにしても、生産年齢人口が減っていく中、これからの地域を住民同士で支えていくというのはとても大変なことになっていきます。地域の力というものを育てるような行政サービスの提供というものをお願いして、私からは終わらせていただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 1点目、2点目、企業、それから町内会のお話しがありました。昨年の台風の話をしていただきますけれども、本当に町内会のかたがたを含めていろんなかたの支えがあって、なんとか断水の対応ということで乗り切ってきたというふうに思っております、ぜひああいう皆さんがたの協力が地域を支えるという意味で、今、困っているかたの生活の支えのほうにもきちんと向けていけるよう、最大限本当に努力していきたいというふうに思っております。そのために、どんなことが背中を押す大きな材料になるかも含めて、検討させていただきたいなと思っています。

それから、3点目の予算の話、私、今の段階で分かりましたと、まだ言えないんですけれども、今、予算編成作業中でありますので、担当のほうと今、総務課長を含めてきつと議論しているというふうに思っておりますので、その議論の経緯を見ながらあらためて整理をさせていただきたいなと思っております。以上であります。

[湯浅真希議員 降壇]

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

[佐藤幹也議員 登壇]

◎佐藤幹也議員 通告書に従いまして、私からは小中一貫教育の推進について、町立高校の設置についての2項目について質問させていただきます。まず、小中一貫教育の推進についてであります。

1. 小中一貫教育の推進について

昨年私は、屈足地域の義務教育学校の設置について一般質問を行いました。そのとき教育長には、「小中一貫教育の重要性・有効性を鑑み、先進事例の情報収集をするなど調査研究を行い、これまで以上に教育の充実を図られるように推進していきたい」という答弁をいただきました。

そこで、その後の進捗（しんちよく）状況をお伺いいたします。

1. コミュニティスクールの推進について
2. 全町教育の推進について
3. 小中一貫教育の推進について
4. 義務教育学校の推進について

以上、4点でございますが、答弁のほうよろしくお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

小中一貫教育につきましては、昨年の議会におけるご質問で、国の動きや小中一貫教育の有効性、町内の小中学校における連携状況などを踏まえ、調査研究を行っていく旨のお話しをさせていただいており、現在、検討を進めているところであります。

1 点目のコミュニティスクールの推進についてでありますけれども、コミュニティスクールは社会情勢の変化とともに児童生徒を取り巻く環境が大きく変わり、教育が担うべき役割や範囲が高度化、多様化している中であって、これらの対応を学校・家庭・地域が連携、協働して臨む仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校のことを言っております。

制度の趣旨は社会に開かれた教育課程を実現することであり、学校単独で子どもを育てるのではなく、地域が総ぐるみで地域とともにある学校づくりを推進することです。

本町でもコミュニティスクール制度の導入を見据え、現在検討を進めているところでありますが、前段の準備として、先進的に取り組んでいる自治体の調査や視察をはじめ、北海道のコミュニティスクール協議会や西部十勝教委連での研修に、教育委員、学校長などと参加し、さまざまな取り組みを学んできたとともに、導入に関する骨子案を作成してきているところであります。

今後、導入の基本方針を策定し、学校現場や保護者、地域関係者にご説明し、理解を得ながら導入を進めてまいりたいと考えております。

2 点目の全町教育の推進であります。町ぐるみで地域の子どもの守り育てる理念のもと、夏休みなかよし学習塾、全町教育まつりをはじめ、地域の人材を生かした総合学習や土曜授業など、保護者や地域のかたがたの参画を得ながら取り組みを進めているところであります。

しかし、全町的な広がりはいまひとつとも感じておりまして、理念と活動の幅、参画者が増えるよう、さらに努力していきたいと考えているところであります。

また、コミュニティスクール制度と全町教育の目指すところは同じであると考えており、コミュニティスクール制度と全町教育の取り組みをうまく融合した体制とし、その理念と活動を広めてまいりたいと考えているところであります。

3 点目の小中一貫教育の推進についてであります。小中一貫教育では、どんな15歳の子ども像を描いていくか、そこに向かって各年齢でどういう教育が必要かを一貫して考え、児童生徒の状況や地域の特性を生かした教育課程を編成するとともに、切れ目のない連続した成長を促すことで、学力アップを目指してまいります。

また、学校形態には、地域性や子どもの実情に応じ、小学校、中学校別々の校舎での連携型や、1つの校舎で一貫教育を行う義務教育学校などの形があります。

現在の取り組みとしては、先進事例の調査や視察、各種フォーラムなどでの情報収集を行っており、年度内に小中一貫教育に関する方針案をまとめたいと考えております。

4 点目の義務教育学校の推進につきましては、小中一貫教育の1つの形として、さきほどの3点目と同じように調査研究を進めておりますが、義務教育学校を含めた小中一貫教育の導入につきましては、現状の小学校、中学校の形から転換していくことの目的や効果を十分精査した上で、新得、屈足、富村牛それぞれの校区の地域性や子どもの実情を踏まえて慎重に検討するとともに、保護者、地域、教職員など、関係者との合意形成を図っていく必要があります。課題を整理しながら進めてまいりたいと考えております。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 4 番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 ご答弁いただきましてありがとうございます。

2回目の質問になりますが、本町にとってコミュニティスクールの有効性を認識した上で、制度の導入を見据え検討しているということでありますが、制度の導入の時期はいつになるのか、目標を定めて取り組むべきだと思いますがいかがでしょうか。

全町教育の推進であります。全町教育の目的であります真の学力を育む、そのためには学校と家庭と地域が三位一体となって取り組まなければなりません。本町では各種団体などでさまざまな取り組みや事業が行われておりますが、全体的に見て、いまひとつ参加者が少ないという印象があります。まずは事業を新たに増やすのではなく、今行っている事業の充実化を図るべきではないかと思います。

子どもを持つ家庭の親はもちろんですが、教員や役場職員も地域の一員として積極的に関わっていただければと思います。そうすることによって、子どもたちがより地域のかたと触れ合う機会が増え、真の学力を身に付けられるのではないかと思います。

小中一貫教育については、年度内に方針案をまとめるということ、義務教育学校は課題を整理しながら進めていくということで、前向きに進めていくというふうに理解したのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

義務教育学校に移行することにより、教育課程を自由に組み替えることができる、これは子どもたちの発達の低年齢化に対応したカリキュラムを組むことができる、そういうことであります。

中学校の先生が小学校に乗り入れ授業をすることも可能になります。また、地域の特性を生かした科目を取り入れることもできます。子どもたちの学力アップには大きなメリットがあり、小中一貫教育を進める中で義務教育学校の設置は欠くことができないものだと思います。

校区によっては検討する必要があると思いますが、可能なところから早急に進めるべきだと思いますが、教育長はどうお考えでしょうか。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。コミュニティスクールの推進でありますけれども、その必要性を今、話しましたけれども、コミュニティスクール制度の導入の考え方、今、まとめておりますので、これから学校、地域などで必要な研修を行ったり、来年度には具体的な内容につきまして、学校、保護者、地域との協議を進めていって、できれば平成31年をめどに進めていければというふうに思っております。

次、全町教育の関係でありますけれども、本当に一生懸命取り組んでいる、活動していただいているかたがいる一方で、今、議員の言われましたように、取り組みや事業の参加が少なく、さらなる広がり of 課題があるかなというふうに思っているところであります。

11月に第6回全町教育まつりがあったんですけれども、終わった後に、先日、反省会をしたところでありますけれども、今年の全町教育まつりの参加者の話になったんですけれども、結構親子連れが多かったり、地域のかたがたも多く来て、昨年より数字的には100名ほど多かったのかなという話があったところであります。

それから、今月の10日だったと思うんですけれども、女性連主催の親子もちつき大会があったわけなんですけれども、そのときも本当に親子連れが多くて、例年よりにぎわったなと、そんなことが出ておまして、これも平成23年から行っています全町教育も6年たちましてだいぶ浸透しているという、そんなことも見えてきたのかなと思っています。

それから、教職員、役場職員の参加ということでもありますけれども、教員につきましては、全町教育の推進会議の中で学校連携会議というようなものを設けています。その中で活動していただいておりますけれども、教員は異動もありますから、年度初めに教育委員会のほうから全町教育について説明しているところでありまして、役場職員におきまして、そういう機会を設けて説明していければというふうに思っているところでありまして、その上で、取り組み、参加などを促していければと思っているところでもあります。

それから、新たな事業を増やすのではなくて、現在行っている事業の充実というような話がありましたので、私も今ある事業を基本的に充実させたらいいかなというふうに思っておりますけれども、今後、取り組んでいく中で、そういう新しい事業が必要であれば、またそういうことも考えていければと思っているところでもあります。

それから、小中一貫教育の取り組みということで、前向きにどうだという話がありました。小中学校が一貫することや連携することによって、効果や課題を関係する皆さんにご理解を得ながら前向きに導入に向けて考えていきたいなというふうに思っているところでもあります。

また、導入にあたりまして、さきほども述べましたけれども、町内の校区ごとに子どもたちの状況や地域性など、どういう小中一貫教育の形を考えるべきかという点も整理したいなというふうに思っております。

その上で、義務教育学校の形での有効性、効果も理解してきておりますので、既に小中合同の運動会だとか、PTAの研修会も行っているところもありますので、それぞれの校区に合った形で整理できたところから進めていくというふうなことで思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 3回目の質問になります。コミュニティスクールは目標を持って取り組むということでもあります。

全町教育に関しても、浜田町長の公約であります推進していくということでもありますので、ますます広がりを見せるような取り組みをしていただければというふうに思います。

小中一貫教育は校区に合った形で整理できたところから進めていくということでもあります。コミュニティスクールも全町教育も小中一貫教育につながる制度であり、取り組みであります。

また、義務教育学校の設置は小中一貫教育の幅を広げる大きな役割を果たすものだと思います。義務教育学校に移行することにより、子どもたちの学力は必ずアップします。

屈足地域には、来年3月には特色のある新保育園園舎も完成する予定であります。義務教育学校を核として魅力のある、夢のある、レベルの高い教育、スポーツを展開して、子どもを持つ若い世代にアピールし、地域創生につなげていってはどうでしょうか。将来的には山村留学制度なども視野に入れて取り組んではどうでしょうか。

小中一貫教育の実施時期も定めて取り組むべきだと思いますが、お答えいただければというふうに思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。

今、言われたとおり、全町教育の取り組みとコミュニティスクール制度、目指すところ

ろは同じというふうに感じていますので、地域のかたのお力を借りながら子どもの成長に取り組んでいって、多くのかたへの参加を促していきたいなど、そして地域の輪を広げていきたいなというふうに考えているところであります。

また、今、議員の言われたように、町内の学校の地域、そういう特性を生かして、本当に学力アップなど魅力ある学校づくりをして、山村留学というお話しが出ましたので、町外からの子ども、保護者から、新得のあの学校に行って、魅力ある、「ぜひその学校で学びたい」というような、そんな学校を目指すことは本当にいいことだなというふうに思っているところであります。今、話されましたことで、山村留学を視野に入れながら将来、考えていけたらいいかなというふうに思っているところであります。

小中一貫教育学校の設置についての時期でありますけれども、さきほども話したんですけれども、地域の特性などを踏まえて、保護者、地域、学校の教職員などの関係者と合意を図りながら、1つのめどとしまして、平成32年を目標にして取り組んでいければというふうに思っているところであります。以上であります。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時20分までといたします。

(宣告 11時10分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時20分)

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 2項目目であります。町立高校の設置についてであります。

2. 町立高校の設置について

町では町立高校の設置について取り組んでいる中、今年10月には、今年度第1回目の町立高校の姿を描く町民検討会議が開催され、11月には検討会議の中で説明された財政シミュレーションが報道されました。そこで、以下についてお伺いします。

1. 財政的に無理はないのか
2. 定員確保の見込みはあるのか
3. 地域企業の受け入れ体制は取れるのか
4. 地域の子どもたちのニーズに合っているのか

以上、4点についてお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 佐藤議員の2点目のご質問にお答えいたします。

町立高校の設置に関しましては、この間の議会での議論などを踏まえ、検討しているところでありますが、本年3月に、高校の形として「町立高校の望ましい姿」をまとめ、町立高校の姿を描く町民検討会議や庁舎内検討委員会での議論、そして町民アンケートや中学生の生徒意向調査などから、町立高校を設置した場合の高校の具体像をお示したところであります。

また、この望ましい姿をつくり上げる過程で、「財政的な影響についても示した中で議論が必要である」とのご意見もあり、今年度、財政的、経済的な推計、いわゆる財政シミュレーションを作成してきたところであります。

そこで、1点目の財政的な負担についてであります。シミュレーションでは学校施

設の整備費用と毎年の運営費用全てを合わせると、予想される特定の収入だけでは黒字とはならず、特にイニシャルコストの部分で町の財政支出が必要になります。このため、有利な財政制度を活用すること、また初期投資が極力抑えられる方法をシミュレーションの中で検討しております。

一方、イニシャルコストを除く、純然たる学校運営費用の財源としましては、一定のルール計算のもと、普通交付税が国から交付され、生徒数にもよりますが、町の負担については一定程度カバーができるものと考えております。

また、高校を設置することによって、町の経済全体に及ぼす影響、いわゆる経済波及効果についてもシミュレーションを行っておりますが、学校運営による地域消費や新たな雇用の場の創設、教職員や寄宿舎に住む生徒が町内で生活することによる経済効果は、毎年町財政が支出する額の約1.4倍から最大約2.9倍になるものと試算しており、単純に町の財政出動が続くだけではなく、地域経済の活性化に効果があるものと考えております。

2点目の定員確保の見込みについてであります。生徒の確保は町内のほか、基本的には道外、十勝管外を想定しており、その募集にあたっては、高校の魅力を積極的に伝えることが重要であるため、各種メディアや広告媒体でのピーアール、学習塾でのプレゼンなど、生徒、保護者に情報を伝える方策や学校見学会の実施など、最大限の努力が必要と考えているところであります。

特に、北海道の自然豊かな中での学校生活に興味のある生徒や、都会での高校生活に不安を抱えている生徒などへ魅力がより届くように重点的に発信していくことを想定しておりますが、その際には、ふるさと新得会など、新得をよく知るかたがたのお力もお借りしたいと考えております。

3点目の地域企業の受け入れ体制についてであります。今回検討した高校は、これまでの意見などを踏まえて、特色のある高校の姿として普通科単位制とし、科目の中に「地域連携学」という教科の設定を想定しております。

これは、多様な産業がある新得町の特性を生かし、教育の場として各種産業体験を取り入れ、その活動の中から「企画力」、「行動力」、「コミュニケーション能力」の育成を図る教育の推進を目指しているものですが、実践するにあたっては、地域事業所の協力が不可欠でありますので、受け入れ体制が整うよう重点課題の1つとして努力をしてまいりたいと考えております。

4点目の地域の子どものニーズについてであります。高校像を作成するにあたり、町民アンケートとは別に、町内の中学生、当時の1年生から2年生に対し、高校進学に対する意向調査アンケートを行い、回答をいただきました。

そのいただいた意見を参考に、進学を視野に入れた普通科で学べる内容と、ある程度の専門的な学習もできる選択的な科目を配置した学校として検討し、さきほどお話ししました「地域連携学」を教科に据えた、町立高校の姿をお示ししたところであります。

いずれにいたしましても、これら望ましい姿や財政シミュレーションは議論の足掛かりとなる構想案であり、今後の議論にあっても柔軟に考えながら、設置に関しての合意形成ができるよう努力してまいりたいと考えております。以上であります。

〔武田芳秋教育長 降壇〕

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 ご答弁いただきました。2回目の質問になりますが、経済的には一定

程度カバーできるということですが、これはシミュレーションの中でのものですが、まだまだ見えない部分がかなりこれから考えられるんじゃないかなというふうに思います。町の財政的にはかなり多くの支出が必要になってくるんじゃないかなというふうに考えるわけであります。

生徒数が1学年60名の定員に満たない場合は、町の負担がより大きくなります。また、定員60名というのは、私は集めるにはたいへん難しい人数ではないかというふうに思います。生徒が集まらなければそこでまた経費が掛かり、生徒を集める施策として寮費の補助や資格取得への補助など、そういったものが講じられるのではないかというふうに考えられます。

定員の確保は他町の小規模の町立高校でも容易ではないというふうに聞いております。規模の縮小は考えられるのでしょうか。また、規模の縮小は企業の受け入れ体制が可能かどうかということにも関わってきます。企業の協力が得られなければ、計画は絵に描いた餅になってしまうわけであります。そういった企業への調査というのは、いち早く行われなければならないことではないかと思うのでありますけれども、実際行われているのでしょうか。

高等支援学校が2間口になるという話もあります。そうすると企業の実習受け入れも2倍になるわけですから、それに加えての実習受け入れですので、受け入れ体制もたいへん厳しいのではないかというふうに思います。

道立新得高等学校存続を目指したのは、本町の子どもたちが地元へ通える高校をなくしてはならないということでありました。町立高校を検討するのであれば、地域の子どものニーズにも合った少しでも多くの地元の生徒が通える高校を目指すべきなのではないでしょうか。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。町立高校の設置の検討に関してですけれども、これからの議論のたたき台ということで望ましい高校像と財政シミュレーションを作成して、設置することの効果や課題が見える化ということで作成しているところであります。町立高校設置の議論を進め課題を整理する中で、議員が懸念されております財政的な面だとか、定員の規模の面だとか、高校像の中で本当に非常に重要な点であります「地域連携学」の受け入れ体制など、この詳細につきまして、これからいろんな議論を踏まえて柔軟に検討していくようなことで考えているところであります。

また、受け入れ先と想定される地元の事業所の皆様には、この町立高校の内容を今後説明して、その効果や受け入れ側のメリットなども含めてご理解いただく機会を、これから設けていきたいなというふうに思っているところであります。

また、地元の子どものニーズということでもありますけれども、さきほど触れましたけれども、今年度、アンケート調査をしておりますので、その魅力ある高校の姿を検討する中で、地元の生徒の進学に対するご意見も参考にしながら、高校の姿をつくり上げたいなというふうに思っております。

今後の議論においても、地元生徒のニーズも含めて、よりよい高校の姿を描いていければというふうに思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 ご答弁いただきました。3回目の質問になります。

現段階では、議論のたたき台ということであります。また、課題とされる問題点は、

議論を踏まえて柔軟に対応するということでもあります。

私が思うに、この町立高校の計画にあたって企業の協力体制、実習先の協力体制がなければ、これは本当に絵に描いた餅というふうになってしまうわけですから、こういった点を計画の段階でもう進めていなければならない、そういった状況の中でこういった高校を目指すというようなことでなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

とにかくまだそういった調査が行われていないということでもありますので、早期に調査すべきところは早急に行い、検討を要する部分については、じっくり議論を重ねて取り組んでいただければなというふうに思います。

多くの町民が理解、納得し、協力体制を取れるようになるのであれば、地域の子どもたちにとってはもちろんのこと、地域の経済波及効果、雇用の場の拡張、人口増加の面においても、また地域活性化等の多くのメリットがあるわけですから、今後大いに議論を重ねて、多くの町民に期待される高校像をつくり上げてほしいと思います。

今年10月に産業文教常任委員会において、道外研修でいろいろなところを視察してきたわけでありすけれども、その中で私が一番感じたことは、大きな課題に向かって取り組む上で、それを推進する本当に強い気持ちを持った、そういった存在の人がいるということと、その担当者がものすごい熱い気持ちを持って進めていて、特に難関であります関係機関に何度も足を運んで説得して、そして町民に対してもそういった姿が目映り、町民もそれだったらということで心を動かすというような、そういったカリスマ的な担当者、そういったかたがいて、だからこそその事業が成功に至っているというようなことを強く感じました。

私は今の状況では到底「町立高校をやれ」というような気持ちにならないわけですが、そういったことがクリアできて、そういった気持ちを持ってみんなで盛り上げていこうという体制になれば、決して反対ばかりもしていられないなというふうに思うわけでありす。

何せ、「やめます」と言えばもう簡単な話であります。だけれども、そういった地域経済波及効果等いろいろなメリットがあるわけですから、その実現に向けて町民全体がそれに取り組めるような体制づくりをするだとか、熱意が感じられれば町民の心を動かすこともできるのではないかなというふうに思います。

何せ、これをやめたとなれば、では次、ほかに変わる何かがあるのかとなったときに、また1から考えてやっていかなければいけないということでもあります。何せ、さきほども申しましたけれども、推進するトップの意気込み、それと担当する課の熱意、これがなければなかなか今後進めていって町民の理解を得ることができないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺をお願いして、教育長のご意見をお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 今、最後のほうに強い意気込みを持って、熱意を持ってということでお話しがありました。

今の段階でありますけれども、町立高校の望ましい姿、それから財政シミュレーションという構想案でありますので、これから町民の皆さんとそれぞれこのたたき台をもとに議論していきたいなというふうに思っております、今、議員が言われるようにいろんな課題も山積しておりますので、そのことも今後いろんな柔軟な考えを持って進めて

いければなというふうに思っています。

確かに地域にメリットということで、若い高校生が町内に多く生活することによって、例えば町内のいろんな行事にも顔を出していただいたり、そういう地域の活性化にもつながっていくのかなというふうに思っているところであります。

いずれにしても、今後はこれらの望ましい高校の姿を本当に町民の皆さんや、それからさきほど言いました地域連携となる企業の皆さん、遅いんじゃないかという話もありましたけれども、早めにこれから理解を得られるように説明して行って、皆さんの合意をいただけるような努力をしていきたいなというふうに思っております。以上であります。

[佐藤幹也議員 降壇]

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

[村田博議員 登壇]

◎村田博議員 野生鳥獣による被害及び駆除対策について質問いたします。

1. 野生鳥獣による被害及び駆除対策について

農林水産省や道の報告では、北海道の野生鳥獣の被害額は平成28年度で約47億円と、前年に比べ4億円ほど減少していると報告されておりますが、そのうち8割がシカによる食害であり、深刻な状況は変わっておりません。

本町では、平成23年度から全町にシカ進入防止柵を設置し、有害鳥獣駆除に取り組んでおりますが、まだ、被害が多く報告されており、早急な対策が必要と考えておりますが、以下2点について町長の考えをお伺いいたします。

1点目、シカ進入防止柵設置や銃による駆除等によるシカの有害鳥獣駆除の効果と今後の対策について。

2点目、サルモネラ症の原因の1つと考えられるカラス、キツネ、アライグマなどの有害鳥獣による被害と今後の対策について、お伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 村田議員のご質問にお答えいたします。

シカの有害鳥獣駆除について、まず答弁させていただきます。

対策のために設置しましたシカ侵入防止柵については、議員からお話しがあったとおり、JA新得町により、平成23年度にトムラウシ地区において約46キロメートル、平成24年度には岩松、屈足、北新得それぞれの地区において約63キロメートル、平成25年度には福山、南新得、新屈足それぞれの地区に約69キロメートルが整備され、全長178キロメートルにわたりまして、シカ侵入防止柵が設置されたところであります。

事業費として、3年間で6億8,300万円有余のお金が掛かりまして、そのうち国の補助金が約3億6,000万円、町の補助が約2億4,000万円支出して、実質的には約9割の補助によりまして事業を完了したところであります。

平成23年度における町内の農業被害額は約5,700万円となっておりますでしたが、進入防止柵の設置を終えた平成28年度になりますけれども約1,100万円と、効果という意味では、シカ柵だけではないと思いますけれども、8割の被害額の減少になっております。効果という意味では相当あったかなというふうに思っております。

一方、有害鳥獣駆除の状況ですが、平成28年度のシカ駆除頭数は695頭、今年の11月

末でありますけれども186頭となっており、今後も関係機関と協力しながら、農業被害軽減のための銃やわなによる有害鳥獣駆除も実施していきたいというふうに考えております。

次にありましたシカ以外の有害鳥獣駆除の状況についてお答えいたします。

平成28年度の有害鳥獣駆除の状況ですが、カラスについては610羽、キツネについては46頭、ヒグマ2頭、アライグマ5頭となっております。本年の11月末では、カラスで579羽、キツネ19頭、ヒグマ9頭、アライグマ17頭となっております。

平成23年度には農業被害がほとんど報告されていませんでしたが、平成28年度の農業被害額は約70万円程度というふうに伺っておりまして、シカ以外の被害についても増加しているという、そういう状況かなというふうに思っております。

また、サルモネラの話をしていただきます。

原因は特定されてはおりませんが、カラス等による媒介の可能性もあり、今年度にカラスのわなを5基増設し、現在15基保有しております。キツネ、アライグマ用のはこわなを11基購入し、こちらについても現在31基保有しまして、被害軽減に向けた取り組みを進めているところであります。

今後も関係機関と協力しながら、いろんなことを考えながら有害鳥獣駆除というものを推進していきたいなと思っております。以上であります。

〔浜田正利町長 登壇〕

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 全町的な取り組みと効果は分かりました。シカ進入防止柵により、農業被害が軽減されたと認識しておりますが、シカ侵入防止柵をつくったことにより、柵内にたまって、逆に被害が増加した地域もあると聞いております。

また、一部河川用地によりシカ侵入防止柵が設置できず、河畔林を通過して、そこからシカが侵入し被害が増大している地区もあると聞いております。

今後、どのようにシカ侵入防止柵内にたまっているシカの駆除を効果的に行っていくのか。また、河畔林をすみかとしているシカをどのように駆除して農業被害を軽減していくのか、伺いたいです。

また、捕獲されたカラスやアライグマからサルモネラ菌が検出されたとの報告があります。こうした野生鳥獣の牛舎内の出入りがサルモネラ発症の原因ではないかと推測されます。今後、はこわななどによる駆除のほかに抜本的な対策が必要と考えますが、町の対策について伺いたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 駆除のために、これまでもいろんなことをやってきました。そのやってきた選択肢の1つがシカ柵でもありまして、その結果、いろんなイレギュラーがあるというお話しですので、そのイレギュラーを少しでもイレギュラーのないようにシカ柵の本来の目的を達成するように努力していかなくてはならないかなというふうに思っておりますので、どの点がイレギュラーの大きな原因なのか、あらためてきちんと内部で議論させていただきまして、そういったものに具体的にどう対応できるか、十分議論させていただきたいなというふうに思っております。

また、シカ以外の問題でありまして、サルモネラの問題については本当に大きな問題という認識をしております。最近、新聞等でアライグマの話も結構出ておりまして、新得に限らず、北海道の大きな課題なのかなという、そんな認識をしておりますので、新

得だけが努力をしてもどうしようもない部分もまたあろうかなというふうに思っておりますので、全道的な中でどうするのか、それから新得を含めた地域全体の中でどうするのか、その上で、新得だけでどうするのかと、そういったことを体系的にやはり考えていかななくてはならないかなというふうに思っております。

しかし、われわれのできる範囲の中でやるものはやるというふうに考えておりますので、少しでも駆除ができるように対応を進めていきたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 最後になりますけれども、シカ侵入防止柵を設置しただけでは、農業被害を完全に防ぐことはできないと思います。農家自身も被害防止のために電気柵を設置したり、わなを設置したり、努力いたしますので、町においても引き続き、一斉駆除や河畔林の除去、農家への電気柵やシカ侵入防止柵の設置支援を継続してもらいたいです。以上で終わります。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 生産者の皆さんが日頃汗を流されて、生産活動に携わっているわけでありまして、そういった経済活動を阻害するような要因というものがあれば、われわれのできる範囲で、やはり最大限そういったものを取り除くというのは、当然行政としての役割の1つかなというふうに思っておりますので、村田議員から話があるように、関係機関ともよく相談しながら少しでも期待に応えられるように努力していきたいなというふうに思っております。以上であります。

[村田博議員 降壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。午後1時までといたします。

(宣告 11時54分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時00分)

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 私から2項目について、ご発言させていただきます。1項目目として、教育現場の長時間労働是正及び経済的困難者への支援策、この件について何点か伺っていきたくと思います。

1. 教育現場の長時間労働是正及び経済的困難者への支援策を

学校現場における長時間労働も含めた業務の適正化が問われています。国は平成29年3月に「働き方改革実行計画」を決め、「日本の働き方を変える改革にとって歴史的な一歩である」として、一億総活躍社会実現に向けた取り組みを始めつつあります。

現実的にはさまざまな企業や団体で長時間労働が恒常化、命や健康問題等が発生している一方、学校現場における長時間労働の「働き方改革」は重大な課題になっております。

文部科学省が今年4月に公表した2016年度の「公立小中学校教員の勤務実態調査」によると、1カ月換算で80時間の超勤を行っている教員は小学校で33.5パーセント、中学校で57.6パーセントの実態が明らかになっています。

また、連合総研の調査において、週60時間以上働いている教員は小学校で72.7パーセント、中学校で86.9パーセントと、他産業と比較して突出しており、一般的にいう過労死レベルで過酷な勤務実態が明らかな状況です。

一方で、教育再生の名のもと学力向上策が強められ、社会的な取り組みも増えていきます。業務の適正化、長時間労働の是正も僅々の課題です。

新得町における長時間労働の実態と是正策はどうか、克服策はどうか、1つは伺っておきたいと思います。

もう1つの課題で、社会的な情勢として格差・貧困が拡大され、子どもの貧困に関する北海道実態調査結果でも、「過去1年間に経済的理由で家族が必要とする食料を買えなかった経験がある」と答えた世帯が20.5パーセントに上るなど、子育て世帯の厳しい経済状況があります。

また、道内の就学支援を受けるものが23.1パーセントと全国的にも4番目に高く、小中学生の4人に1人が援助を受けており、進学も困難な状況にあります。

町では、奨学資金制度的なものは一部取り組まれていますが、本来は国の支援策が必要だと思います。経済的困難者への対応として給付型奨学資金制度を創設することを提起しますので、伺っておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の教育現場の長時間労働に関するご質問についてであります。議員のご指摘のとおり、文部科学省が行いました「公立小中学校教員の勤務実態調査」により、教職員の長時間労働の実態が見られる状況であります。

これは全国的な課題である中、道教委としてもかねてから「時間外勤務・業務の縮減等に向けての指針」や「教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組み方策」の策定などを行いながら、時間外勤務の縮減に取り組んできたところでありますが、長時間労働の解消には至っていないのが現状かと思っております。

本町においても、統計的な調査は行っておりませんが、各小中学校からの聞き取りによりますと、時間外勤務の常態化が見られるところであります。

また、社会情勢の変化とともに、複雑、多様化する教育ニーズや児童生徒への対応、新学習指導要領への対応など、教育を取り巻く環境は厳しさを増しており、教職員の負担が増えている要因とも感じております。

こうした現状にあることから、道教委では今年度内に時間外勤務の縮減に向けたアクションプランを策定する予定とされており、それらの動きや文科省で検討している働き方改革案などの動きを注視するとともに、本町においては、各職場での業務の点検・効率化などの見直しや定時退勤日の励行、学校休校日の設定など、時間外勤務の縮減に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の経済的困難者への対応に関するご質問であります。

6月議会での貧困対策の議論と関連いたしますが、現代社会における貧困問題への対応として、国においては貧困対策に関する大綱の策定、北海道においては貧困対策推進計画が策定され、これらに基づいて各種対応策が講じられるものと考えております。

こうした中、現状では学校に関する経済的困難者への支援といたしましては、町において小中学校の児童生徒に学用品や給食費、修学旅行費などを援助する就学援助制度が

あるほか、高校への通学費の助成制度、大学や専門学校に進学する際の入学資金の貸し付け制度などを行っております。

また、高等学校の就学に関しましては、国の制度として高等学校等就学支援金、いわゆる授業料の実質無償化制度があるほか、北海道の制度として入学学用品や教科書、教材費などの授業料以外の教育費に対し、返還する必要のない奨学のための給付金制度などの支援策があります。

これらの状況を踏まえ、ご質問にある「給付型奨学資金制度」の創設につきましては、教育の無償化の国の動きなどを注視しながら、その必要性につきまして見極めていきたいと考えております。以上であります。

〔武田芳秋教育長 降壇〕

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 新得町の実態調査といいたいでしょうか、実態については、今後、さまざまな点検や見直しという回答をいただいて、できればこの席でさまざま議論を具体的にしたかったのでありますが今後にいたします。

私は、教職員の過酷な超過勤務時間の解消は、学校教育の差し迫った、今回取り上げた問題で言えば、たいへん重大な認識を持っているのですが。基本的な解決策としては「給与特別法」の改正、これがやはり最大限必要だろうと。

それからもう1つは、いろいろな教科の、例えば英語の教科が来年から3年生、4年生にも始まるとか、道徳教育もどうのこうのというような文部科学省の方針もありますけれども、教員の増員、そういうことで年間授業時間の削減あるいは学習指導要領の改正等々も必要ですが。一部では今、中教審でも特別部会でも見直し議論が始まっているということは話があったとおりなんです。やはり労働基準法改正が本当は必要だったのですけれども、これも国会ではこういった教職員の関係については素通しされてしまっている状況があります。

したがって、今現在の結果としては現行制度での可能な解消策が必要ですが、現場実態は国または道教委へ強く解消策や制度の見直しを求める必要は今、当然あるわけですが、何としても現場での早期解決が必要ではないかということで、今回も一般質問でも取り上げさせていただきました。

教職員の健康も含め、疲労困ぱいで不測の事態が発生しないように、あるいは子どもたちへのさまざまな影響、たいへん多くの取り組みがあるということも私たちも聞いております。そういった意味では、最大限の努力が求められております。

現場の実態、状況調査は検討される、あるいは点検する、見直しする、いろいろと今、回答があったのでありますが、今後に向けてそういった調査、課題等について、もし今の段階で明らかであれば、お答えいただければありがたいかなと思っております。

もう1つの給付型奨学資金、ストレートに申し上げたんですけれども、国も道もあるいは新得町も、さまざまな具体的な取り組みをやっているのは分かっているのですが、ますます格差が広がっている状況で、どうしても給付型の奨学資金が必要になってきているということは言うまでもありませんので、国、道の動きもありますが、さまざまな取り組みに合わせ、子どもたちの就学展望が妨げられないように最大限努力をお願いしておきたいと思えます。

具体的に奨学資金制度、すぐなんぼでもすれなんていうことは今申し上げませんが、教育委員会としてもさまざまな検討をされているということですが、そういう子どもた

ちが学校に行けないことのないような形を、やはりとっていく必要があるのではないかなということで、この辺についても、最後に意見としてこの奨学資金の問題については申し上げておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。私も教員の皆さんの長時間労働ということで懸念しているところでありまして、学校の校長、教頭の管理職にも実態を尋ねたところ、やはりさきほど言ったように、長時間勤務の恒常的な実態があるということで聞いているところでありまして、今、次期学習指導要領ということで、平成31年、32年から始まりますから、それが確実に実施するためにもやはりそういう多忙な働き方を見直さなくてはならないのかなというふうに思っているところでありまして。

先日、国において中教審の中間のまとめが新聞に載っていたかと思いますが、それによりますと、教員が学校以外で担うべき業務だとか、学校の業務であっても必ずしも教員がしなければならない、そんな項目を3点ほど明確にして、そういう案が出てそれをどうしていくか。例えば外部のかたにお願いする部分をお願いしていくと、そんなことで載っていましたけれども。

それから北海道も、さきほど触れましたけれども、来年3月末までには北海道のアクションプランということで今、考えているようでありまして、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実だとか4つの柱をもとに今、取り組んでいくというようなことで聞いているところでありまして、それを注視しながら見ていきたいなと思っております。

それと、11月末なんですけれども、管内の教育委員の研修会が帯広であったんですけれども、その中の研修でグループ討議をしたわけなんですけれども、そのときに教員の負担増への対応という、そういうテーマがあったんですけれども、ほかの町の委員さんからも、学校を支援するボランティアの体制づくりが必要でないかというような意見も出まして、学校の業務で地域や保護者でカバーできるところ、そういうことがあれば教員の負担軽減につながるのではないかというような話も出ていましたので、まさしく地域とともにある学校づくりということでコミュニティスクール、そんな体制につながっていくのかなというふうにあらためて思ったところでもあります。

いずれにしても、こういう難しい問題でありますから、本町でも今後は実態調査、学校と協議しながら進めていきたいなというふうに思っておりまして、その中で国と道の動き、そして教員の皆さんが負担にならないような、そんな対応策を考えていけたらいいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 教育長のご答弁、理想的な言葉を結構いただいているんですけれども、現実にはそうはならない、率直に申し上げて。

今日は細かな学校の実態については私は申し上げませんでしたけれども、聞くところによると実態、外から見ていてもたまたま例えば屈足においても夜8時から9時ぐらいまでは学校は明々と電気がついております、率直に。例えば4時半勤務終了とあったにしても、食事もしないでその時間まではほとんどの職員がいるのかなと、こっちは想像ですけれども。これはもう常です。これはどこの学校もそうかなと思っています。屈足だけ、新得だけということじゃないと思っています。

だから、さまざまな国や道の、そしてさまざまな業務の見直し、私の言葉で言えば是

正策をやはりちゃんと立てていかななくてはならないというのは言うまでもないのであります。

そういったようなことからしても、例えば目先の中でも解決できるものがあるのかなと。私が思っているのは、さきほども全町教育の話がありましたけれども、私もトムラウシに一度住んでいましたから、いわゆるトムラウシの子どもたちとも接触して、地域が中心になって子どもたちと一緒にアウトドアをしたり、登山したり、釣りに行ったり、あるいは環境教育を学んだり、私の場合は木炭づくりを子どもたちと一緒に、これは木炭づくりと言って今日すぐ解決できませんから、1カ月ぐらい準備して授業を成果させていくんですね。これはほとんどの小学1年生から6年生まで参加させて、先生もときどき参加してもらってやったわけです。そういう実績というのは取れないわけではないんです。

ところが今、新得町が行っている全町教育の中の土曜授業というのは、先生も参加しなさいということですから、教科として当然やっているということですから、こういったものも例えば是正させることも、今、目の前で新得町的なことと言えば、ないわけではないということは私は思っているんです。全町教育についての議論は今日はしませんけれども。そういう目先の新得町教育委員会の中でもさまざまあることも点検したり、見直ししたりするということですから、そういったものも入っているのかもしれないけれども。是正させることは100パーセントは無理にしても、ないわけではないということは、先生のやはり長時間労働は解消される引き金になるのではないかという感じがするわけです。

そういった意味でも、この土曜授業について当面、これもやめましょうかというぐらいのことは言えないのかなということについて、最後にこの関係については伺っておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。さきほど言った道だとか国の動き、本当に全てできるかといったら難しい部分もあるかなとは思っていますので、それが新得町に合う部分は行っていったらいいかなというふうに思っているところであります。

それから、土曜授業だとか全町教育の話が出ています。土曜授業が平成26年から新得小学校、今、屈足南小学校もやっております、富村牛小中学校におきましてはグリーンクラブの活動を土曜授業の一環としてやっているところであります、土曜授業につきましては、学校の授業としてやっております。今、年にそれぞれ4回ずつやっていますけれども、そのときは振替休日ということで対応しております、取れているかどうかというのは確認はあれですけれども、夏休み、冬休みも含めまして、振替休日に充てている部分もあるかなと思っております。

それから、全町教育でありますけれども、これはやはり新得町の取り組みということで、平成23年から6年間やっているところでありますから、町ぐるみで地域の子どもたちを見守って育てるということで、その理念で学校と地域、家庭が連携を持ってやっていることでありますから、そして子どもにいろんな体験活動をさせて、将来における子どもの生きる力を育てるということでやっております、全体的に土曜授業も含めて教員の皆さんの負担になっているところもあるかなと思っているところでありますけれども。

しかし、やはり全て子どものためになるのかなというふうに思っておりますので、そ

こを教員の皆さんのご協力とご理解を得ながら、これからもお願いしていききたいというふうに思っているところであります。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 最後の回答について、反論したいことが多々あるのでありますけれども、率直に納得いかないこともたくさんありましたので、最大限、是正に向けて取り組んでいただきたいと思います。

2項目目、学校給食食材の安全安心対策、こちらのほうに入りたいと思います。

2. 学校給食食材の安全安心対策について

子どもたちの心身の健全な発達を図るため、「食育」を通して実践されています。今日、学校関係者や地域住民とともに充実されていますが、食物アレルギー対応や放射能対策など、安全安心に向けた取り組みも同時に推進されていると思うんです。

そこで、1点について、食物アレルギー対応について、国の「学校給食における食物アレルギー対応指針」あるいは「アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」等々に基づき、具体的に対応がされていると受け止めているところであります。

そこで、具体的な提起として、使用する頻度を検討する必要がある食物、いわゆる7種アレルゲン、この言葉は文部科学省の言葉の中にはないんですけれども、一般的にはありますので使わせていただきます。卵とか牛乳とか小麦とか落花生とかそば、エビ、かにについて、具体的にどのように調査、検討し、「利用する、しない」としているのか。特に新得町はそばを含めた農産物の産地ですので、たいへん関係する部分がたくさんあります。この部分を含めてお伺いしておきたいと思うんです。

2点目に放射性物質の測定についてであります。2012年以降、食材の安全安心を求めて実施しているところでありますが、今後も子どもたちや父母の皆さんが安心できる恒常的な情報開示と測定の継続強化について、お伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

学校給食の食材の安全安心対策に関してであります。1点目の食物アレルギーへの対応につきましては、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、小学校入学時に各児童の保護者へ食物アレルギー調査を行い、対応が必要な場合は、該当するアレルゲンを個別に整理した上で、保護者、学校、給食センターにおいて対応を協議し、食材の除去や代替食の対応を行っております。

また、該当する児童生徒は毎年度確認をするほか、新たに対応が必要になった児童生徒がいる場合も、随時調査の上、個別に対応を行っております。

特に、ご質問にあります「そば」に関しましては、そばアレルギーを持つ児童生徒が多いことや、アナフィラキシーショックを引き起こし、命に危険を及ぼす可能性があるなど、リスクがたいへん大きいことから、現在、給食での提供は行っておりません。

学校給食においては、安全確保と児童生徒の健康保持増進を図る観点から、アレルギー原因食品やアレルギー疾患の特徴など、正確な把握と適切な対応が必要でありますので、今後も十分留意し対応に努めてまいります。

2点目の給食食材の放射性物質の測定につきましては、東日本大震災の影響による福島第1原発事故を受けて、食材の放射能汚染の関心の高まりから、安全性の確保と不安解消を図る目的で、平成24年11月より学校給食および保育所給食に使用する食材の放射

性物質検査を行ってまいりました。

検査にあたりましては、検査要領を定め、対象食材は1都16県で生産された野菜、果物、肉類、国内産魚介類とし、測定項目は放射性ヨウ素、セシウム134および137とした上で、対象食材から抽出して検査をし、国が定める食品中の放射性物質に関する基準値である一般食品100ベクレルを超える食材は使用しないこととしてきたところであります。

この間、延べ121回の検査を行いました。放射性物質の検出は7事例でいずれも検出値は小さく、国の基準値を超えるケースはなかったところであります。

検査を始めてから5年を経過したところでありますが、食品の流通に関しましては、出荷元の都、県で検査をする体制が整っているため、基準値を超える食材は流通しておらず、安全性は確保されているものと考えておりますので、検査につきましては時期を見ながら、その在り方について検討していきたいと思っております。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 たいへん厳しいご回答をいただきました。アレルギー関係については特に私が問題提起したのは、新得名産の「そば」、ここ何年か、給食の食材としては利用していないと。国の非常にさまざまなリスク等々を考えると、一定程度選別するということは、食べられないということもこっちは受け止めております。

しかし、何らかの方法がないのかという感じもしないわけではありません。私は確か27年からいわゆる郷土学習、講座別体験学習、新得中学校の皆さんとも手打ちそばの実習、講習をしながら、いわゆる体験をしながら、そして試食しながら、試食が終わった後、また給食もいただくと。そういうような授業を4年連続ぐらいしましたし、さらに10年ぐらい前には屈足南小学校でも、これは実際に児童に疾患が出たと。そばで救急車で運ばれるというケースもありました。

ですから、微妙なところなんですけれども、たまたま私が問題提起したのは、新得名産「そば」が学校給食で使われないというのはどうなのかなと。いわゆるさまざまな国のマニュアルによると、いろいろ献立などそういったものもこのようにしなさいということですから、保護者とかさまざまな協議が学校、教育委員会も当然、そこに参加する、栄養士も含めてあるんですけれども。克服できないことはないのではないかというようなことでお願いして、今回、提起させていただきました。リスクが大きいのも、それから対象者が最近増えている。これは国の基準でいうと、最近もうアレルギー者はだいたい5人ぐらいはいるだろうと。これは何もそばだけではないですけれども。だから慎重になるのは言うまでもありません。

しかし、この新得町で産地でありながら給食に、過去は使えたのですけれども、食材の整理をしたと。今現在は、ある程度の言葉は逆に教育長からの回答はないんですけれども、休止している状況だというふうにいい意味で捉えて私自身は受け止めている。

したがって、そういう条件が整えば復活できるのかどうか、この辺について伺っておきたいなというようなことで、アレルギー関係については申し上げておきます。

それから、放射能物質の関係ですが、平成23年以降、厚生労働省の食品衛生法第6条第2項を超えるものは食用はダメというようなことで、回答にありましたように食品の100ベクレルという1つの基準値が設定されました。

食品の健康への影響、「一般的には確保されている」というふうになっておりますけ

れども、放射線量規制値が一般食品で100ベクレル、これは1キログラムあたりということになるんですけれども。これは1キログラムあたりの食品は放射線の粒子でいえば100本その物質を通過した、そういう意味です。

そして、残念ながらこれが一番危険なことなんですけれども、これを通過する過程で体内に残ってしまうと。一般的にはさまざまな悪いものは外に出る、排出されるという前提なんですけれども、それは何年か後にはある程度なくなりますけれども、残念ながら体内に残る、通過しない、こういうたいへん危険なものだということで私は受け止める。

そういう意味では、ベクレルという表示で表しているわけなんですけれども、放射線量が私たちの身体を通過したとき、それを浴びれば100本全部通るぐらいなら基準値内だというような言い方を今、文部科学省も厚生労働省も言っているんですけれども。

残念ながら、この影響は例えば子どもたちの場合ですと、ある程度の期間、体内に保存されているわけですが、これが繰り返し、それが全ての食品がそのような状況であるというふうにも私は認識しておりませんけれども、一部のものが当然、そういうものがあるとすれば、積み重なっていくということでは、子どもたちは今、成長期にありますから、そういった細胞への影響、あるいは今言ったことから一番顕著に出てくるのは喉頭がん、こういった発生が大人より何倍も速くなるという、そういうものだろうというふうに私は認識しているところであります。

しかも、何世代にも影響するのではないかというふうにも、医学界等々では言われております。

したがって、こういったやっかいなものですから、私としては、許容値内でも「安全です」という言い方について私は理解しないところです。「人体にとっては安全です」というのであれば、やはりそれはほとんどゼロに近いような状態でというようなことが必要ではないかと思うんです。

現に、札幌あたりですと、4ベクレルという基準までつくっています。全国的には100ベクレルという厚生労働省のものがあるんですけれども、自治体にとってはさまざまな基準値を設けているのであります。

私が指摘したいのは、学校給食の安全安心の立場になると、しかも一方では食育ということですから。心身の健全な発達を図るという食育の基本方針があります。とする立場なら、少なくとも、多少にかかわらず出たものは「使用しない」というのが行政の立場あるいは責任ある立場でないかなという感じがしないわけではありません。

安全安心に努める行政の努めではないかなという感じがしないわけではありませんで、過去にもあったと言われますが、測定して結果が出た場合、もし放射能の線量が出た場合は、それはもう使わないということも含めまして、しっかりした体制を再確立する必要があります。

そういった意味で、私は今回、情報の開示が第一、そして放射能測定の継続を安全安心の立場からしても、学校給食においてはずっと続けるべきでないかなという感じがしたものですから、しっかりこの点を受け止めて再度ご回答をいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 まず、食物アレルギーの関係でありますけれども、5、6年前ぐらいに給食として提供したようでありまして、その後、そばサラダとして2、3年前に出して、それ以降提供していないというようなことで聞いておりまして、そのとき給食調

理場の栄養教諭がそういう判断で提供しないということで、さきほど議員が言われたように休止ということになっております。

その理由として、さきほど言ったように、そばアレルギーの子どもが増えてきたことと、そのアレルギーによって重篤な状況になるということで提供していないということでありまして、ご存じのとおり、幼児期の頃にそば以外だった食物アレルギー、だんだんと成長するにつれて治っていく、そんなこともあるかなと思いますけれども、そばアレルギーにつきましては治りにくいというふうに言われておりまして、生死の掛かるアレルギーが出やすいと、そんなようなことでありますから、やはりそういう命に関わる食材リスクが多いものは、今後、提供できないのかなというふうに思っているところであります。

調査しますと、十勝管内の町村でも学校給食に今、提供していないようであります。そば、新得の農産物でありますから、例えばその新得産の農産物を利用したらどうかなということで考えているんですけれども、今年度実行しました新得の頭文字の「S」とスペシャルの「S」をつけました「Sランチ」、10月でしたか、新得産の食材にこだわった給食ということで、新得産の小麦と牛肉を使ってみそうどん、それから新得地鶏のグラタンだとか、新得の新鮮な牛乳を使って、新得農協の青年部のかたがたの協力を得ながら提供しておりまして、本当に新得町内の小中学校、高等支援学校の皆さんから好評を得ているところでありまして、そういった取り組みによって、子どもたちに新得の特産品を知ってもらうよい機会にもなるのかなと思っていますので、そのような形で続けていければというふうに思っております。

いずれにしましても、食物アレルギーで子どもの命に大きなリスクがある食材については避けていかなければならないかなと思っていますので、食の安心安全の観点からのご理解をお願いしたいなと思っていますところであります。

次に放射線物質の測定についてであります。平成24年から安心のために、法的な義務はないんですけれども、二次的な確認ということで5年間検査を実施してきております。

国の基準も平成24年4月から食品からの被ばく線量、年間5ミリシーベルト、それから1ミリシーベルトに厳しくしていること、そんなこともありますし、それから厚生労働省からも平成24年に学校給食に使用されている食品が基準値に適合されていれば安全は確保されていますと、北海道を通して各教育委員会に周知された、そういうところであります。

また先日、十勝毎日新聞にも掲載されていたと思うんですけれども、管内でも測定している自治体7つあるかと思いますが、その中でも、市場の食品は安全だという判断のもと、中止しているところもあるのかなと思っています。

また現在、食材の定義としまして、1番には町内産を使うと。2番には十勝産、それから次に道内産、そして国内産の順序で仕入れしておりまして、さらに安全安心のために今まで5年間の放射線の検査の結果をもとに、代替の食材を使うなど対応していければというふうに考えているところでありまして、放射能測定につきましては時期を見て、見直しを検討していきたいなというふうに思っているところであります。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 教育長、さまざまな取り組みをしている中でありますけれども。

アレルギーの関係については、さまざま創意工夫するというところで、リスクがあるも

のはやめようということは、私はそれは受け止めます。ただ、そばについてやり方はあるのかなと。今、リスクもお話しがあったんですけれども、いわゆる危険なものは避けるべきだという、安全安心の立場で言いましたけれども、放射能も同じことを言えますから。

だから、そのアレルギーの関係については慎重、かつ、ルールに基づいて避けるものは避けていくということについては私は受け止めますが、そばの食べ方については、さまざまな工夫があるというように思っておりますので、極端に言えばそういう対象者がいなくなれば、それは即スタートするということも逆に言えばあるということも私は受け止めますけれども、創意工夫をお願いしておきたいと思います。

最後の放射能の関係、さきほども教育長が言ったのは、文部科学省は安全なものは基準値内であれば安全が確保されているんだから大丈夫という、そういう言い方は私は理解できないんです。ほかの自治体、100ベクレル以下ですから。厳しくやっているところがあるんですけれども。これも4から99までは安全だという国のレベルで対応しているかといったらそうではない。やはり子どもたちの立場に立てばこうあるべきだと、危険なものは避けようと、安全安心の立場に立っても、入っているものはやはり食べさせないようにしようというのが安全確保だと思うんです。

そういった意味では、残念ながら測定について見直しをする、これは絶対私は認めませんので、ぜひこの辺については再考していただきたいし、一番私は子どもたちの命の問題として、やはりこれは今までどおり継続してしっかりした対応を教育委員会はこの姿勢だけ、最後に教育長の立場からお話しただけであればありがたいかなと。よろしくをお願いします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 お答えいたします。食物アレルギーの関係でありますけれども、食材で命の危険のあるような食材をやはり提供できないのかなと思っておりますけれども、今、議員が言われたように、そういうアレルギーの子どもがいなくなった、そういうときには提供していければというふうに、そんなことで思っておりますので、ご理解をお願いしたいなと思っております。

それから、放射線物質の測定であります。さきほどからお話ししているように基準値以内ということであって、安全確保ができていないのかなと思っておりますけれども、廣山議員の思いも本当に十分分かりますので、柔軟に安全安心のために検査のやり方につきまして、再度検討したいなというふうに思っております。以上であります。

[廣山輝男議員 降壇]

◎菊地康雄議長 6番、若杉議員。

[若杉政敏議員 登壇]

◎若杉政敏議員 通告に従いまして、多様化社会における新得町職員の人材育成と働き手の定着について、ご質問させていただきます。優秀な職員がいる中で、まだ何を望むのかと町長にお叱りを覚悟で質問させていただきます。

1. 町職員の人材育成と働き手の定着について

まちづくりは人づくりからを掲げ、町長4期目から4カ月が過ぎましたが、役場職員が10年未満の職員が半数近くになった今、町全体を支える人をどう集め育てていくか。

「町民と町職員との対話を重視することが原点」だと言われた町長の思いと同じく私も

考えます。

そのためにも、既成概念にとらわれることなく、思い切った意識改革が必要ではないかと思われませんが、人材育成にお金を掛ける町でなければなりません。

その上で、1つ目として、若手町職員に対する人材育成の現状は。2つ目として、基幹産業である介護、観光、農業などの分野でも、働き手、支える側の人材が不足しているのが実態ですが、働き手に定着してもらうため、行政としての対策はどう考えますか。お伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 若杉議員のご質問にお答えいたします。最初、町職員という切り口でありますので、町職員のほうからお話しをさせていただきます。

まず、本年4月1日現在の町の職員、正職員でありますけれども、114名おります。そのうち経験年数10年未満の職員は54名で、全体の47.4パーセントを占めております。

平均年齢で見ますと、10年前と比較しまして6歳若返っており、結果として経験の浅さを感じているところであります。

地方自治体を取り巻く環境は、厳しい財政状況、少子高齢化の進行、住民の皆さんの価値観の多様化、生活環境の複雑化、さまざまに課題があつて、目まぐるしく変化しているというふうに認識をしております。本町においても同様というふうに思っております。

これらに対応するために、存在する職員一人ひとりがどう対応し、どう処していくかということでありまして、課題に対応できる知識、能力を備えていくというのが本当に必要だというふうに思っております。

その必要な知識、能力をどうつくっていくかということで本町においては、6月に職員人材育成基本方針というのを策定しました。目指すべき職員像を定め、総合的、長期的に取り組むを行うこととしております。

その上で、若手職員の人材育成の現状といたしましては、十勝町村会主催の若手職員研修、十勝定住自立圏および北海道市町村職員研修センターが実施する課題に応じた広域研修への参加など、できるだけ職員が参加できるように進めてきたところであります。

職場内においては、上司、先輩職員が部下に対しまして、知識、知恵、態度などを意図的、計画的、継続的に指導し習得させるため、研修を進めながら併せて外部講師を招いて実施しているところであります。

さらに、若い職員だけがグループをつくりまして、町の課題を見つけ、調査、研究、視察などにより、自らが解決に向けた提案を行う政策提案制度を実施してきております。

そのほか、北海道との人事交流や最近では駅構内のステラステーションでの物販、接遇研修など、職場内外での研修や自己開発研修などを進めているところであります。

職員を育てるということは、地道な取り組みであると認識しております。職員には現場に出向いて、町民のかたとの対話の中から困り事や論点、課題の気付きができ、さらには解決に向けた想像力と実行力のある職員を育成していきたいというふうに思っております。

次に2点目の町全体の中というふうな認識の上で、お話しをさせていただきます。

担い手の定着でありますけれども、本町では働き手のかたに定着していただくために、さまざまなことを進めてきております。

具体的には、平成12年度から定住住宅建設促進制度を設けまして、幾度の制度改正を含めながら運用を進めてきて、結果として、これまでに一般賃貸用として54棟262戸、社宅用として22棟68戸、合わせまして76棟330戸の住宅を整備してきております。

今年度からは屈足地域において異業種交流、住宅対策、労働力確保のための、民間活力による「産業担い手育成住宅」の整備に向けた取り組みを進めているところでもあります。

また、家庭を築いて、子育てに入ったかたがたには、子育ての支援事業として出産祝い金、保育環境の整備、中学校卒業までの医療費無料化など、若いかたでも住みやすいように環境整備を進めてきているところであります。

今後も担い手というのが町を支える上ではやはり絶対条件というふうに思っておりますので、今までも見直すところはきちんと見直した上で、一層効果が上がるような定住対策を進め、その上で安心して職場で働き続けられるような、そういった施策を検討していきながら、具体的に取り進んでいきたいなと思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 6番、若杉議員。

◎若杉政敏議員 ご答弁ありがとうございます。特に若手職員の人材育成、多文化社会での住民との関わり合い、たいへんご苦労されていると思います。

町職員は一定の育成環境にあるとのことですが、それがすぐ身に付くかということ、なかなか目に見えないものです。

民間事業所においても働き手の確保から人材の育成、そしていかに長いスパンで働いてもらうか、本来の仕事以上に苦労しているのが実態です。

先月、私どもの職場でも働き手の労働環境について学ぶため、ある会社へ視察に行ってきました。その会社は破綻寸前だった十数年前から、さまざまな改善をして再建を図り、現在では誰がトップになってもおかしくないレベルまで社員が育っていると、会社代表は言い切ります。

代表は上場企業で働いていた十数年前、親の病気で退職することとなり、たまたま社員募集していた今の会社に入ったそうです。以前働いていた会社では、人、物、お金を管理する部署で、特に人材育成にお金を掛けており、そこで学んだ教育法を生かしたとのことでした。

規律がしっかりしていた前の職場に比べると、言葉遣いや労働時間、休日などの職務環境はルーズに映ったそうです。それではよい人材も長続きはしない、自分が上に立つようになったら思う存分変えてやろうと胸に秘め、入社5年目にして代表となったときにはさまざまな改善に取り組んだそうです。

原則、新卒者は採用せず、世間で苦労した人、社会の嫌なところを見てきた人をスタッフにそろえ、例えば嫌な上司の下で働いた人なら、自分が同じ立場になったときどうすべきかが分かるといったような経験値を重視しました。

日々のミーティングにより、社員同士のコミュニケーションが図られ、仕事のしやすさから問題が起きてもすぐに解決できたそうです。

働きやすさ地域一番を目指して、去年、求人募集の待遇を改正したところ、27名の応募があり、5名の仲間が加わったそうです。

私が何を言いたいかというと、多種多様性を持った働き手のための行政企画を考えたとき、トップリーダーの存在がいかに大事かということです。どれだけの力を発揮でき

る人材がつかれるかです。

課題に応じた広域研修が身に付き、頑張る姿を町民に見せるかでございます。働き手の確保、定着のために、今まで以上に多文化社会に対応できる環境にすべきであり、投資も必要ではないかと思いますが、民間事業所では職場環境づくりは改善を図っています。

行政としての働き手定着に向けての在り方を考えたとき、住居、子育て、社会教育活動等、答弁にもありましたように、各種施策につきましてはまだまだ改善の議論が必要かと思われますが、例えば仕事後のプライベートの充実のために余暇活動等、転入者への新得町魅力発信へのピーアールの不足も聞かれますし、また子ども議会でも提案もありましたようにインターネットの改善もその1つです。特に農村地区ということで、早急に対処願います。以上、よろしくお願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 こういう立場でいろんなかたと話す機会がありまして、その中の1つに人材の話をする機会が結構最近多いと思っています。

具体的に出しますけれども、北海道の人事を関係するかたがたとの話をする機会が何回かあるんですけれども、何百人と採用して、1年、2年、3年の中で相当数のかたが退職されているそうです。

昔は北海道の職員になればずっと、よほどのことがない限り定着していたそうです。われわれも見ているということを感じました。

定着できない理由をいろいろ聞きますと、1つは人間関係、これがやはり一番大きいのかもしれません。

もう1つ身近なところでは、転勤が嫌だというかたもいらっしゃいます。どこに住んでいけば長く生活しながら仕事を続けられるのかという意味では、環境というのも間違いなく選択肢の中に1つあるのではないかなというふうに思って、そんな話を聞いて感じたところであります。

その次に出てきたのが、それぞれの職員、就職をすることが目的になって就職をしてきているかたが結構多いと。これは私自身も日頃口にするものの1つでありまして、自分たちの職員としての存在感というのは何なのか。場合によっては、本人がもっと自覚してもらわなくてはならない、それもあるかなというふうに思っています。その上で、トップの力量も当然あるかなと思っています。

それから、いろんなことをやってきた、しかし、いろんな施策というのは、やはり場合によっては変えていかなくてはならないというふうに思っていますので、議員からお話しがあったように直すべきものは直して、いかに定住につながるかと、これは誰もが願っていることだと思っていますので、われわれも最大限それについては努力をしていきたいなというふうに思っています。

答弁が順番逆になるかもしれませんが、あとは職員、これは民間のかたもきつと同じだと思うんですけれども、お金を掛けるというお話しが今、ありましたけれども、お金の掛け方と言ったほうがいいのかもかもしれません。その上で、時間の使い方と。場合によっては新得町は余裕がないかもしれませんけれども、まるつきり半年とか1年間、好きなことをやって勉強していきなさい、そういったこともお金を掛ける中の1つであるし、時間を掛ける中の1つかなというふうに思いますけれども、新得町がそこまでできるかといったら、なかなか難しい部分があるかもしれませんけれども。

しかし、今、われわれの持っている1つの選択肢の中では、例えば北海道に行って勉強してきなさいと。逆に北海道の人に新得に来てもらって、逆にその人を中心にして職員を鍛えていってもら、これはずっとこの間やってきましたので、これらについてもまた継続をしていかななくてはならないかなというふうに思っております。

われわれ行政としての人材の育成、そして皆さんがた町内の経済を含めて社会全体を支えているかたがたのそういう人材の育成はきっと相通ずるものかなというふうに思っていますので、これからもいろんな情報交換をしながら、新得に合う人材育成というのも追求していきたいというふうに思っております。

若干、答弁右に行ったり左に行ったり、ぶれた部分もあるかもしれませんが、いずれにしても、組織は人というふうに思っておりますので、最大限努力していきたいと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 6番、若杉議員。

◎若杉政敏議員 ご答弁ありがとうございます。地道な取り組みだとは分かっております。人手不足や辞職は今後も長く続くと思われませんが、基幹産業で働く若者が定着しつつ、「この町に住んでよかった」と後で伝えられる町、そして伝えられる全職員であることを願ひまして、最後に今後の議論の1つになろうかと思いますが、先日、清水町で人材確保会社の設立構想が明らかになりました。また、農水省もやっと農業働き手改革、これは年度内の成立のために検討に入りましたけれども。わが町でも体制づくりが考えられるのか、現時点でよろしいですからお答えいただき、質問を終わります。ありがとうございました。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 担い手の絶対数という中での確保というのは、本当に大きな課題だというふうに思っています。

また、清水のことについては新聞でしか分からなくて、答弁のしようがないんですけれども、われわれも内部的にはどういうことをしていけば少しでも現状の困っている状態を改善できるかという、そういった中で例えば外国人の研修制度もあるし、日本人のいろんな趣味を極めながら働き、生活をするための働き場の確保、分かりづらくて申し訳ないんですけれども、自分のやりたいことはやはりあると。

しかし、生活をしていかななくてはならないから生活をする場も必要だと、そういった人たちのニーズにどう答えられるかという、そんな話も現実課題として持っておりますので、どこまでできるか、未知数なところもありますけれども、少しでも負託に応えられるように、今はもうただ一生懸命努力をしていくとしか答弁のしようがありませんけれども、なるべく具体的な姿が見えるように、一刻も早くわれわれも内部でも議論を深めていきたいなというふうに思っております。以上であります。

[若杉政敏議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月20日の1日間、休会することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、12月20日の1日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 14時09分)

平成 29 年第 4 回新得町議会定例会（第 3 号）

平成 29 年 12 月 21 日（木曜日）午前 10 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第 2 号）
1	議 案 第 89 号	平成 29 年度新得町一般会計補正予算
2	議 案 第 90 号	平成 29 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
3	意 見 案 第 8 号	J R 根室本線新得－東鹿越間の復旧を求める意見書
4		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

	諸般の報告（第 2 号）
議 案 第 89 号	平成 29 年度新得町一般会計補正予算
議 案 第 90 号	平成 29 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
意 見 案 第 8 号	J R 根室本線新得－東鹿越間の復旧を求める意見書
	閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12 人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町			長	浜	田	正	利
教	育		長	武	田	芳	秋
監	査	委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田	將
総	務	課	渡	辺	裕
地	域	戦	東	川	恭
町	民	課	鈴	木	貞
保	健	福	坂	田	洋
施	設	課	初	山	一
産	業	課	石	塚	将
税	務	出	若	原	俊
児	童	保	中	村	勝
消	防	署	増	田	和
産	業	課	福	原	浩
産	業	課	佐	々	木
屈	足	支	中	村	吉
庶	務	防	小	林	健
財	政	係	桑	野	恒
		長			雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦
学	校	教	育	課	長	補	佐	安	達
								貴	広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	橋	場	め	ぐ	み
書			記	菊	地	克		浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第89号 平成29年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第89号、平成29年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第89号、平成29年度新得町一般会計補正予算、第9号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万円を追加し、予算の総額を73億4,127万5,000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

4款、衛生費、環境衛生費、28節、繰出金では、簡易水道事業特別会計への補てん的繰出金を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

8款、土木費、住宅管理費、11節、需用費では、町営住宅の老朽化による住宅設備の故障の増加により、営繕用の修繕料を増額してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第89号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第90号 平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第90号、平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第90号、平成29年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、予算の総額を5,865万7,000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費では、水道管漏水事故対応のため、施設修繕料を増額してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

3款、繰入金では、今回の財源として、一般会計補てんの繰入を新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第90号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 意見案第8号 J R根室本線新得一東鹿越間の復旧を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第3、意見案第8号、J R根室本線新得一東鹿越間の復旧を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。貴戸議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 意見案第8号、J R根室本線新得一東鹿越間の復旧を求める意見書の提案理由についてご説明申し上げます。

提案理由については、意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思いますので、次のページを御覧ください。

J R根室本線新得一東鹿越間の復旧を求める意見書。

12月6日、J R北海道再生推進会議有志は、「J Rが単独維持困難とする路線」の存廃や代替交通の設計図について、1年以内の結論を国・J R北海道や道民に求めました。

昨年5月に再生推進会議は地方閑散線区に関する取り組みの方向性について、安全確保と高規格道路延長を理由に経済論理優先で路線廃止ありきの提言を発表しました。し

かし、その中では私たちの希望の原点である、国鉄分割・民営化の折に「その時点で残された路線は必ず残す」と、時の与党自民党が宣言したＪＲ北海道路線維持の基本理念には触れられておりませんでした。

不幸にも昨年８月、台風１０号により根室本線新得一東鹿越間４２キロメートルが不通になった際には、ＪＲ北海道島田社長の「新得一落合間の復旧は雪解け後に行う」との言葉に、“春になれば根室本線はつながる”と確信しておりました。

民間経営において赤字路線の存続は問題であります。特に新得一富良野間は、輸送密度からもバス転換を促す２００人未満区間の一つとして昨年１１月ＪＲ北海道から公表され、加えて、台風被害の復旧に１０億円を超える費用が必要と試算された新得一東鹿越間は、狩勝峠を越える山岳路線のため雪害や動物との接触など維持に大変さもあり、廃止もやむを得ずとの見解も理解できます。しかし、富良野―新得間（８２キロメートル）は日本最長普通路線と言われた根室本線（４４４キロメートル）の一部として道央・道北と道東を結ぶ骨格鉄路であります。

今後においては、２０２０年度に５００万人のインバウンドを目標とする北海道観光客の増加や北海道新得高等支援学校開校に伴う南富良野地区からの通学者の増加、高齢者、特に交通弱者である地方の７５歳以上は６万人も増え鉄路の利用者の増加が見込まれます。また、農産物生産基地である道東圏から道央・本州への災害時貨物輸送代替線確保の必要性から道内公共交通ネットワークにおける鉄路のループ化維持が北海道活性化からも得策であり、根室本線を中断する新得一富良野間の廃止は国益を大きく損なうものと危惧されます。

国は、ＪＲ北海道に対して分割・民営化時赤字として見込まれる年間４９８億円を補てんするために７．３パーセントの利回りで運用するのに必要な６，８２２億円を経営安定基金として交付しました。この基金の主な運用先は鉄道建設・運輸施設整備支援機構で、現在の４パーセントの運用益２７０億円では当初の計画より２２８億円不足の状態になっています。その結果、ＪＲ北海道の信頼が失われ、最終的にはインバウンドを扱うツアープランから鉄路がカットされるという悪循環に陥る恐れもあります。

経営安定基金利回り４パーセントでも現状では高い運用実績であります。国は国鉄改革の原点に立ち返り、当初の見込みと現在の運用益との差額分を責任持って手当すべきであり、時代が変化したとは言え、その本質を隠すような再生会議の提言はＪＲ北海道とその株主である国が金利と運用益の見通しを誤った失策のツケを道民に押し付けるための方便にしか見えません。

道路・港湾・空港など建設・維持費を含む全体の経費と売り上げや税収を比べればどれも北海道においては大半が赤字であり、それを国が手当てをすることで公共交通網は成り立っています。今年度、国の鉄道関係予算は道路関係予算の７パーセント（新幹線を除く北海道分は０．０６パーセント）とあまりに競争条件が不公平である上に、北海道における鉄道政策は分割・民営化に名を借りた公共交通体系維持に対する責任の放棄と言わざるを得ません。

フランスでは、都市間鉄道旅客輸送量がこの２０年間で約４分の１に減少し、危機感を強めた政府は都市間鉄道を「国土の均衡ある発展のための列車」と位置づけ、「地方の発展には鉄道が不可欠」という国の意志で積極的な支援に乗り出しました。法律で規定した「交通権」に基づき、自動車を運転できない高齢者や障がい者でも簡単に低価格で移動できる権利を認めています。

また、北海道と人口密度が近いオーストリアザルツブルグ州は全交通機関の中で自動車の利用割合を2016年の50パーセントから2025年度までに45パーセントへ下げることが目標に掲げ、そのために列車の増便や、分かりやすいダイヤにして利用しやすくしています。

北海道に置き換えれば、天候の良い夏場はドライブを楽しみ、冬には安全な鉄道を選ぶようにするなど、住民が複数の「足」を持つことで生活の自由度が高まりそこに住みたい人も増える。これが北海道の交通体系の目標であるべきだろうと思います。鉄道に独立採算を求める日本のやり方は高度成長期の遺物であり地方創生策に逆行しています。

当然、鉄道ファンやグルメファンに満足してもらうイベント列車運行などで鉄路利用増を図るなど沿線に住む私たちの努力も最大限必要であります。営業係数ではなく、世界の潮流を見、長期的展望を持って北海道の鉄路の在り方を見据えるべきです。つながっている鉄路で人・物・文化が交流し観光を充実させ、交通弱者を助け、これから予測されるドライバー不足にいち早く対応できる手段として鉄路が持つ大きな価値をみすみす失わないために、途切れている新得―東鹿越間の災害復旧がこの1年のうちに最優先で実行され、根室本線が本来の姿に戻るようさらなる指導と財政的支援を行うよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔貴戸愛三議員 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら、発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第4、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに

決しました。

◎閉 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成29年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時16分)
